

甲州市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

甲州市

目次

公共施設等総合管理計画について	1
(1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景	1
(2) 公共施設等総合管理計画の目的	1
(3) 計画期間	1
(4) 対象とする公共施設等	2
第1章 甲州市の概要	3
1 市の概況	3
2 公共施設等の状況	4
(1) 公共施設の概況	4
(2) 公共施設（行政財産）の県内自治体比較	5
(3) 普通会計等公共施設の地域別の状況	6
(4) 普通会計等公共施設の年度別の設置状況	6
(5) 公営企業の施設	8
(6) インフラの状況	11
3 人口動向	14
(1) 本市全体の人口の推移と推計	14
(2) 地区別の人口の推移	15
4 財政の現況と課題	18
(1) 歳入	18
(2) 歳出	19
(3) 歳出に占める人件費割合と職員数の推移	20
(4) 歳出に占める扶助費割合の推移	21
(5) 歳出に占める投資的経費割合の推移	21
(6) 基金	22
(7) 市債残高の推移	22
(8) 地方交付税の合併算定替・一本算定	23
(9) 公共施設の将来の更新等費用	24
(10) インフラの将来の更新等費用	26
(11) 公共施設等の将来の更新等費用	29
(12) 歳入・歳出全体ベースでの財政推計	31
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
1 現状や課題に関する基本認識	32
(1) 公共施設等の維持管理に関する将来的な展望と課題	32
(2) 現在の維持管理の仕組みと課題	32
(3) 公共施設等の老朽化	32
(4) 人口構造の変化	32
(5) 公共施設等の更新需要の増大	33

(6) 公共施設等の更新のための財源の不足	33
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	34
(1) 基本方針	34
(2) 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針	35
3 計画期間について	36
4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	36
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
1 社会教育系施設	38
(1) 集会施設	38
(2) 図書館	41
(3) 博物館等	43
(4) 文化施設	44
2 スポーツ・レクリエーション系施設	45
(1) スポーツ施設	45
(2) レクリエーション施設・観光施設	47
3 学校教育系施設	50
(1) 学校	50
(2) その他教育施設	52
4 子育て支援施設	54
(1) 幼保・こども園	54
(2) 幼児・児童施設	56
5 保健福祉施設	58
(1) 障がい福祉施設	58
(2) 福祉施設	60
(3) 保健施設	61
6 医療施設	62
(1) 医療施設	62
7 公営住宅	64
(1) 公営住宅	64
8 行政系施設	66
(1) 庁舎等	66
(2) 消防施設	68
(3) その他行政施設	71
9 供給処理施設	73
(1) 供給処理施設	73
10 その他	74
(1) 公園施設	74
(2) 公衆トイレ	76
(3) その他	78
11 勝沼病院事業	80

1 2 勝沼ぶどうの丘事業	81
1 3 上水道事業（簡易水道事業を含む）	82
1 4 下水道事業	83
1 5 道路	84
1 6 橋梁	85
1 7 水路	86
1 8 公園（建物部分を除く）	87
第4章 フォローアップの実施方針	88

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。なお、経過年数については平成 28(2016)年 3 月 31 日現在の経過年数を記載しています。1 年未満の月数は切り捨てて記載しています。

② %（パーセント）表記について

実績値を「%（パーセント）」表記する場合、小数点以下第二位を四捨五入しています。そのため、合計値が「100%」にならない場合があります。

③ 複合施設の計上について

複合施設の場合は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

(1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。これを受けて、国も地方公共団体に対して、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。

本市では、これまで市民サービスの向上に資するため、公共施設の計画的な整備を図ってきました。現在これらの公共施設の多くが築30年以上となり老朽化が進行している状況にあります。今後集中して大規模な改修や改築をおこなう必要があり、多額の経費が発生することが予想されます。あわせて、少子化による生産年齢人口の減少から税収が伸び悩み、高齢化などにより今まで以上に社会保障関連経費の支出が増加することも見込まれています。

昨今の経済情勢により、厳しい財政状況のもと将来にわたり現在の公共施設を全て維持していくことは困難であると予想されます。そのため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図りながら、公共施設を最適に配置し直す必要があります。このことは、将来の甲州市のあり方と深く関係するため、総合的かつ長期的な視点に立ち進めていかなければなりません。

このような現状を踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、その基礎資料として、市が所有する公共施設等の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「甲州市公共施設白書」を平成26(2014)年度に作成しました。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

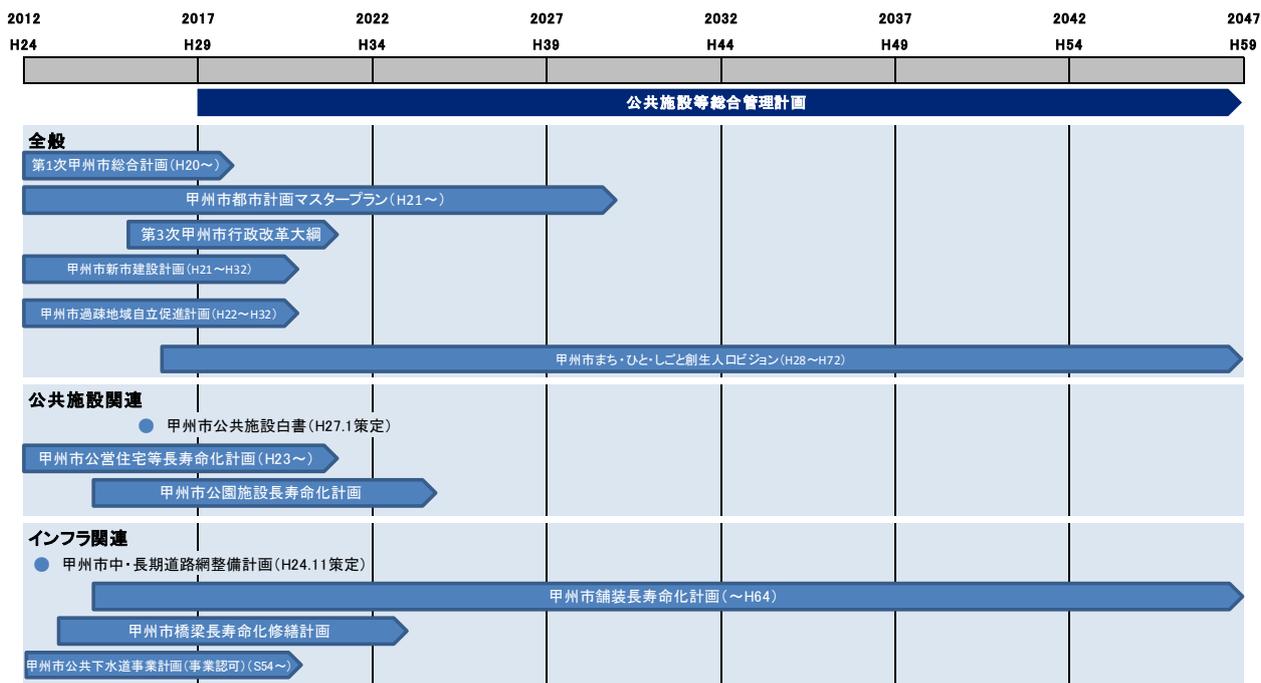
公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、各施設等を所管する関係課において、具体的な管理運営の方法を定めた施設類型別個別計画を定め、これに基づき更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

(3) 計画期間

公共施設等総合管理計画は、甲州市の将来の人口や財政の見通し等を基に長期的な視点で計画するものとし、平成29(2017)年度から平成58(2046)年度までの30年間とします。

図 0-1 公共施設等総合管理計画と他の計画の関係



(4) 対象とする公共施設等

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館、体育館など多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐に渡る施設を保有しています。

また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラを保有しています。

他にも、水道事業、勝沼ぶどうの丘事業、勝沼病院事業などの公営企業においても施設を保有しています。

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、原則としてインフラや公営企業を含む全ての公共施設等としますが、車両や機械装置などは対象外としています。

第1章 甲州市の概要

1 市の概況

平成17(2005)年11月1日、塩山市、勝沼町及び大和村が合併し、「甲州市」が誕生しました。

本市は、山梨県の中央東寄りに位置し、西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県に接しており、県都甲府市から20km圏内、都心から100km圏内に位置しています。

本市の総人口は、平成27(2015)年国勢調査結果では31,671人で、合併した平成17(2005)年からの10年間で4,251人減少しており、世帯数は、平成27(2015)年では11,389世帯で平成17(2005)年の11,666世帯から277世帯減少しています。

また、年齢階層別人口の構成比率は、年少人口(14歳以下)は11.8%(平成17(2005)年14.2%)、生産年齢人口(15～64歳)は54.7%(平成17(2005)年59.1%)となっており、合併時から減少傾向にあります。一方で老年人口(65歳以上)は33.5%(平成17(2005)年26.7%)と大きく増加傾向にあり、少子高齢化の進行が伺えます。

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

平成 28 (2016) 年 3 月 31 日時点で、本市が保有する公共施設は 235 施設あり、総延床面積は 195,124.41 m²となっています。

これらの施設について、維持管理や運営状況などの現状を分析するため、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類や本市の公共施設の実情に即した区分により分類しています。

表 1-1 公共施設の一覧

会計名	大分類	中分類	施設数	延床面積 (m ²)
普通会計	社会教育系施設	集会施設	22	18,002.38
		図書館	4	2,229.03
		博物館等	4	3,474.33
		文化施設	1	269.76
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	11	12,126.60
		レクリエーション施設・観光施設	21	21,371.97
	学校教育系施設	学校	19	63,636.68
		その他教育施設	1	1,844.63
	子育て支援施設	幼保・こども園	6	3,184.86
		幼児・児童施設	6	1,854.30
	保健・福祉施設	障がい福祉施設	2	2,516.72
		福祉施設	3	2,817.91
		保健施設	1	1,665.84
	医療施設	医療施設	3	225.48
	公営住宅	公営住宅	13	31,158.26
	行政系施設	庁舎等	14	17,158.97
		消防施設	47	3,021.19
		その他行政系施設	7	241.29
	供給処理施設	供給処理施設	2	3,771.17
	その他	公園施設	12	657.99
公衆トイレ		25	435.28	
その他		11	3,459.78	
合計			235	195,124.41

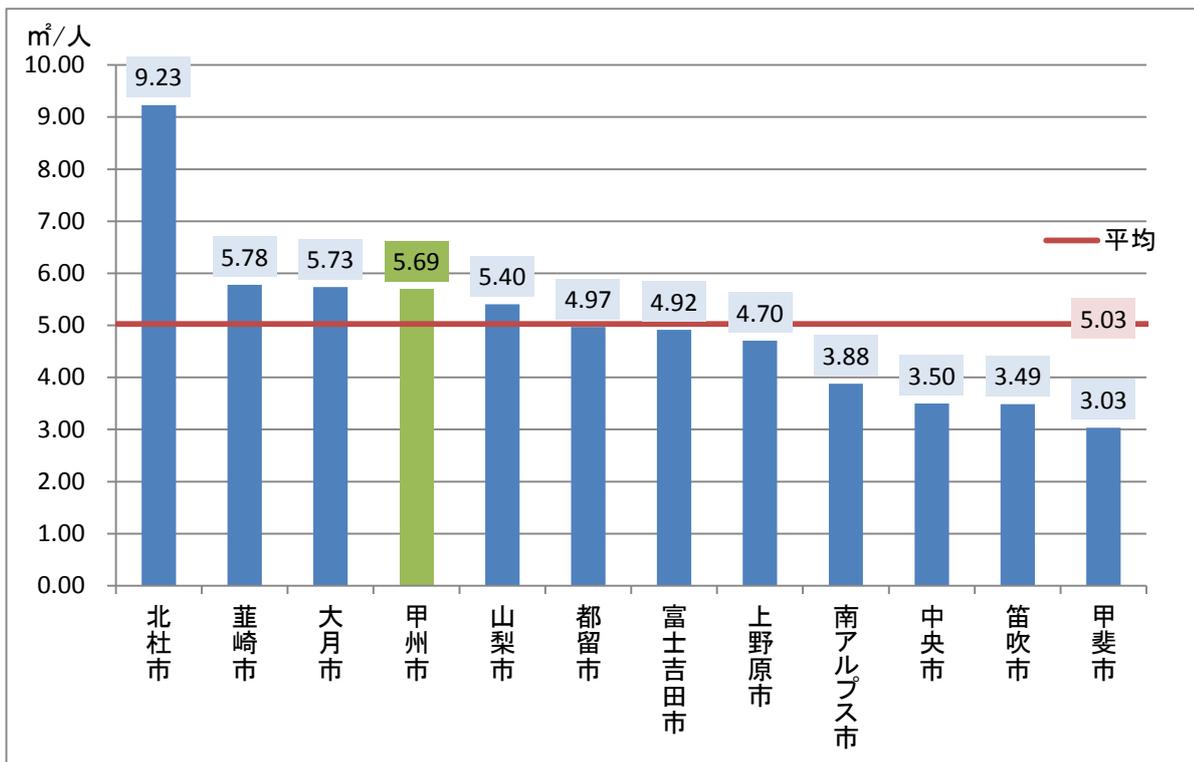
※複合施設¹の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

¹ 複合施設とは、複数の施設（機能）が集まっている建物のことです。

(2) 公共施設（行政財産²）の県内自治体比較

本市の公共施設(行政財産)の延床面積は 180,207 m²、人口は 31,671 人となっています。県内の 13 市のうち人口規模の違う甲府市を除いた 12 市で比較してみると、市民 1 人当たりの延床面積は 5.69 m²で、平均である 5.03 m²をやや上回っている状況です。延床面積で見ると、平均を約 21,000 m²上回っており、大きい方から 4 番目の水準となっています。

図 1-2 人口と総延床面積の県内自治体比較（1人当たり延床面積）



※1 町村については、市と大きく状況が異なるため、除外しています。

※2 甲府市は、人口等の規模が他の市と大きく異なるため、除外しています。

※3 延床面積については市町村公共施設状況調査結果（平成 26（2014）年度）、人口については平成 27（2015）年国勢調査人口を基に作成しています。

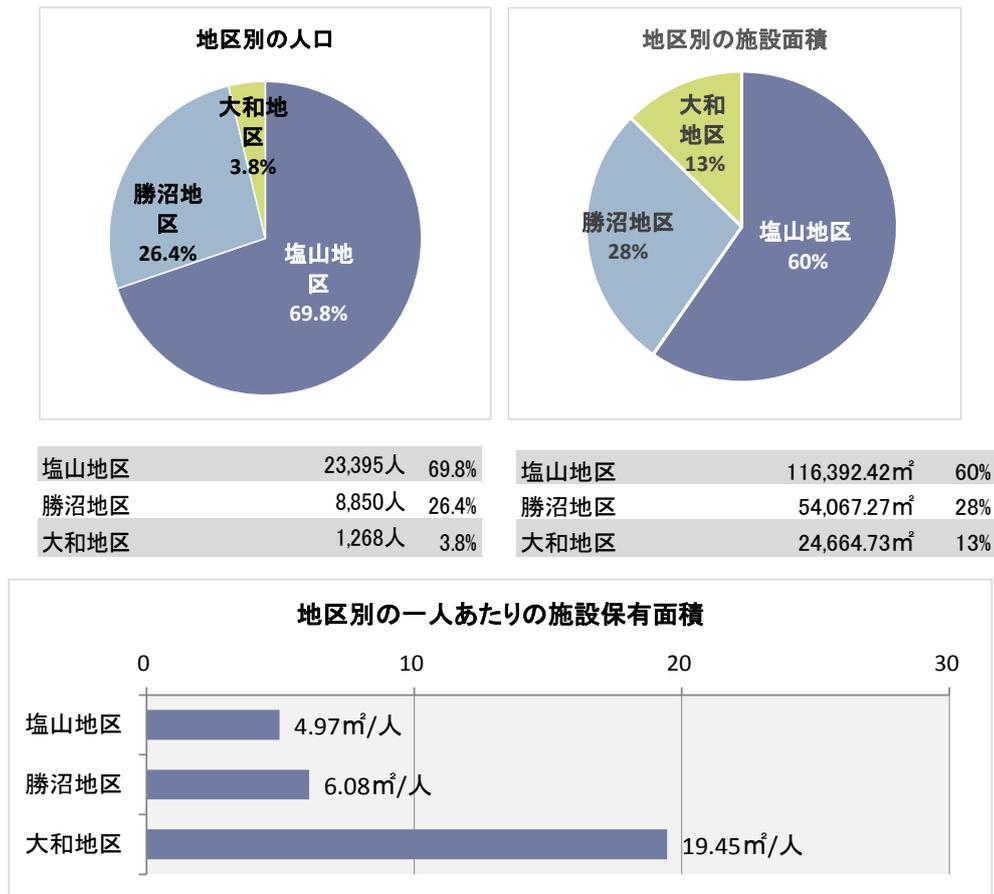
² 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

(3) 普通会計等³公共施設の地域別の状況

合併前の旧市町村の地域別総延床面積で見ると、人口の26.4%を占める勝沼地区が約5万4千 m^2 (28%) で人口と施設面積の割合がほぼ等しい状況であり、人口の3.8%を占める大和地区が約2万5千 m^2 (13%) と人口の割合よりも延床面積の割合が高く、施設の過剰感が高くなっています。

一方、塩山地区は、人口では69.8%を占めていますが延床面積は約11万6千 m^2 (60%) となっており、他の地区に比べて施設の過剰感は低くなっています。

図 1-3 地区別の人口、地区別の施設面積及び地区別の一人あたりの施設保有面積



※地区別の面積については、固定資産台帳の平成28(2016)年3月31日時点の数値を基に作成しています。

※地区別の人口については、住民基本台帳の平成27(2015)年3月31日時点の数値を基に作成しています。

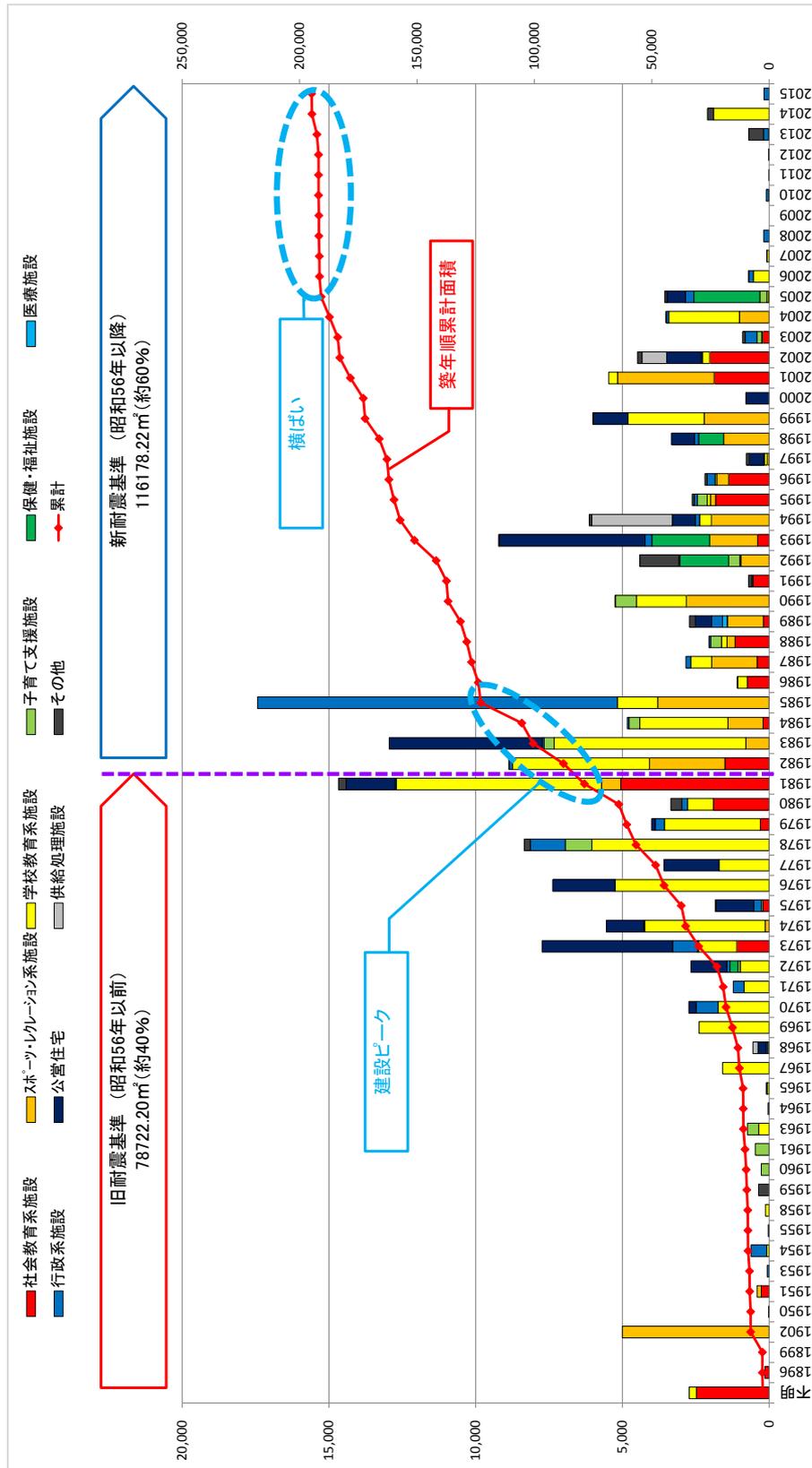
(4) 普通会計等公共施設の年度別の設置状況

建設年度別の整備状況を見ると、昭和48(1973)年頃から毎年約5千 m^2 増え続け、建設ピーク時の昭和56(1981)年～昭和60(1985)年の4年間では合計約5万9千 m^2 を整備しました。1986年以降は、それまでに比べ整備量が鈍りますが、平成5(1993)年は保健・福祉施設(塩山保健福祉センターおよび勝沼健康福祉センター)や、後に(独)雇用・能力開発機構から市が取得した定住促進松里住宅が建設されたことから整備量が突出しています。

³ 普通会計等とは、普通会計および公営企業(上水道事業や下水道事業等)に属さない公営事業会計(国民健康保険事業特別会計等)を統合したものです。

平成 19 (2007) 年以降では新たに整備することが少なくなりましたが、平成 26 (2014) 年に学校給食センターを取得したことで整備量が一時的に増加しました。

図 1-4 大分類別の建築年度別総延床面積の推移



(5) 公営企業⁴の施設

公営企業が有する公共施設は、会計別に以下のとおりとなります。

①水道事業会計

水道事業会計では、浄水場を2箇所（処理能力4,460 m³/日）、配水池を10箇所（容量9,885 m³）有しています。

表 1-5 上水道事業の施設一覧

施設名	処理量 (m ³ /日)・容量 (m ³)
新設千野浄水場	3,000
勝沼浄水場	1,460
高段配水池	2,000
中段第一配水池	3,500
中段第二配水池	1,500
小屋敷配水池 1	135
小屋敷配水池 2	74
藤木配水池	1,000
下柚木配水池	96
勝沼配水池 (第1)	410
勝沼配水池 (第2)	420
上町配水池	750
処理量合計	4,460
容量合計	9,885

②勝沼ぶどうの丘事業会計

勝沼ぶどうの丘事業会計が管理・運営している施設は、以下のとおりです。

表 1-6 勝沼ぶどうの丘施設一覧

施設名	面積 (m ²)
バーベキューガーデン	410
ワイン地下カーヴ	382
インフォメーションホール	581
ワイン文化館 (レストラン)	978
イベントホール	1,823
平和交流館 (美術館)	636
思蓮 (食事処)	317
ふれあい交流センター (温泉施設)	1,034
宿泊棟	906
宿泊棟 (新館)	718
合計	7,785

⁴ 公営企業とは、本市が特別会計としてかつ地方公営企業法を適用している上水道事業等のことです。

③勝沼病院事業会計

勝沼病院事業会計では、勝沼病院（面積 2,006 m²）を保有し、指定管理者制度により管理・運営を行っています。

表 1-7 勝沼病院事業の施設一覧

施設名	面積 (m ²)
勝沼病院	2,006
合計	2,006

④下水道事業特別会計

平成 32 (2020) 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計方式へ移行（法適化）するための準備を進めている下水道事業特別会計では、浄化センターを 1 箇所（面積 662 m²）有しています。

表 1-8 下水道事業の施設一覧

施設名	面積 (m ²)
大和浄化センター	662
合計	662

⑤簡易水道事業特別会計

下水道事業と同じく平成 32 (2020) 年度からの地方公営企業法の法適化への移行準備を進めている簡易水道事業特別会計では、浄水場を 7 箇所（処理能力 2,544 m³/日）、配水池を 31 箇所（容量 6,656 m³）有しています。

表 1-9 簡易水道事業の施設一覧

施設名	処理量 (m ³ /日)・容量 (m ³)
玉宮浄水場	300
大久保平浄水場	50
中原浄水場	660
祝浄水場	1,323
深沢浄水場	30
大和東部浄水場	147
天目浄水場	34
高区配水池	200
中区配水池	540
向久保配水池	220
低区配水池	500
玉宮第 1 配水池	53.3
玉宮第 2 配水池	44.1
玉宮第 3 配水池	228
玉宮第 4 配水池	80.4

施設名	処理量 (m ³ /日)・容量 (m ³)
裂石配水池	82
一之瀬配水池	37.5
広域第2配水池	500
岩崎配水池	550
祝配水池	593
中原配水池	560
土地洞配水池	120
三光寺配水池	75
東雲配水池	210
広域第1配水池	510
新東雲配水池	450
東部配水池	116
中部配水池	40
中部第1配水池	90
中部第2配水池	250
西部低区第1配水池	200
西部低区第2配水池	95
西部高区配水池	130
大久保平第1配水池	36
大久保平第2配水池	36
大久保平第3配水池	60
深沢高区配水池	30
深沢低区配水池	20
処理量合計	2,544
容量合計	6,656

(6) インフラの状況

①道路

市が所有し、管理する道路は以下のとおりです。

表 1-10 道路種別延長・面積

種別	総延長 (km)	面積(m ²)
1級(幹線)市道	61	370,905
2級(幹線)市道	37	164,813
その他の市道	314	1,286,821
自転車歩行車道	2	5,477
農道	344	1,078,816
林道	26	112,665

※実延長(重複延長を除く)

このほか、市内には本市の所有・管理外の道路が以下のようにあります。

表 1-11 本市内を通る国県道

種別	総延長 (m)	面積(m ²)
国道 20 号線	10,470	不明
国道 140 号線	684	11,125
国道 411 号線	33,721	510,067
主要地方道	19,069	172,381
一般県道	69,301	577,754

これらに加えて、市が所有し管理するトンネルが2本・総延長 602m(農道)、歩道橋が2箇所あります。

②橋りょう

表 1-12 構造別橋梁本数、延長、面積

種別	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)
鋼橋	91	2,250	10,201
コンクリート橋	213	1,792	10,270
鋼・コンクリート混合橋	1	20	80
木橋	5	70	135
石橋	1	3	9
合計	311	4,134	20,695

表 1-13 長さ別橋梁本数、延長、面積

橋りょう長さ	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)
15m 未満	221	1,259	5,832
15m 以上	90	2,875	14,863
合計	311	4,134	20,695

表 1-14 構造別橋梁本数、延長、面積 (農林道)

種別	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)
鋼・コンクリート混合橋	4	57	150
コンクリート橋	119	641	2,489
鋼橋	43	1,154	7,061
その他	4	68	110
合計	170	1,920	9,810

表 1-15 長さ別橋梁本数、延長、面積 (農林道)

橋りょう長さ	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (㎡)
15m 未満	137	733	2,398
15m 以上	33	1,187	7,412
合計	170	1,920	9,810

③上水道

表 1-16 管種別延長 (上水道)

種別	延長 (m)
導水管	2,759
送水管	9,762
配水管	155,060
合計	167,581

④簡易水道

表 1-17 管種別延長（簡易水道）

種別	延長 (m)
導水管	9,394
送水管	10,499
配水管	119,501
合計	139,394

⑤下水道

表 1-18 管種別延長（下水道）

種別	延長 (m)
コンクリート管	1,146
塩ビ管	144,646
その他	1,737
合計	147,529

これらに加えて、市設置型合併浄化槽が 327 基あります。

⑥その他

表 1-19 公園の種別面積

種別	箇所数	面積 (m ²)
都市公園等	13	48,247
その他の公園	7	185,162
合計	20	233,409

公園は、大きなものとして塩山ふれあいの森総合公園（その他の公園、160,000 m²）、勝沼中央公園（都市公園、16,000 m²）、小佐手水辺公園（その他の公園、9,110 m²）などがあります。

3 人口動向

(1) 本市全体の人口の推移と推計

合併前の旧塩山市、旧勝沼町及び旧大和村を合計した人口は、昭和 40 (1965) 年では 39,937 人でありましたが、昭和 60 (1985) 年と平成 7 (1995) に一時的に増加したものの、減少傾向をたどっています。本市の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所のデータなどを基に推計すると、平成 28 (2016) 年の 33,109 人から、平成 58 (2046) 年には 12,191 人 (36.8%) 減少した、20,918 人になるものと見込まれています。

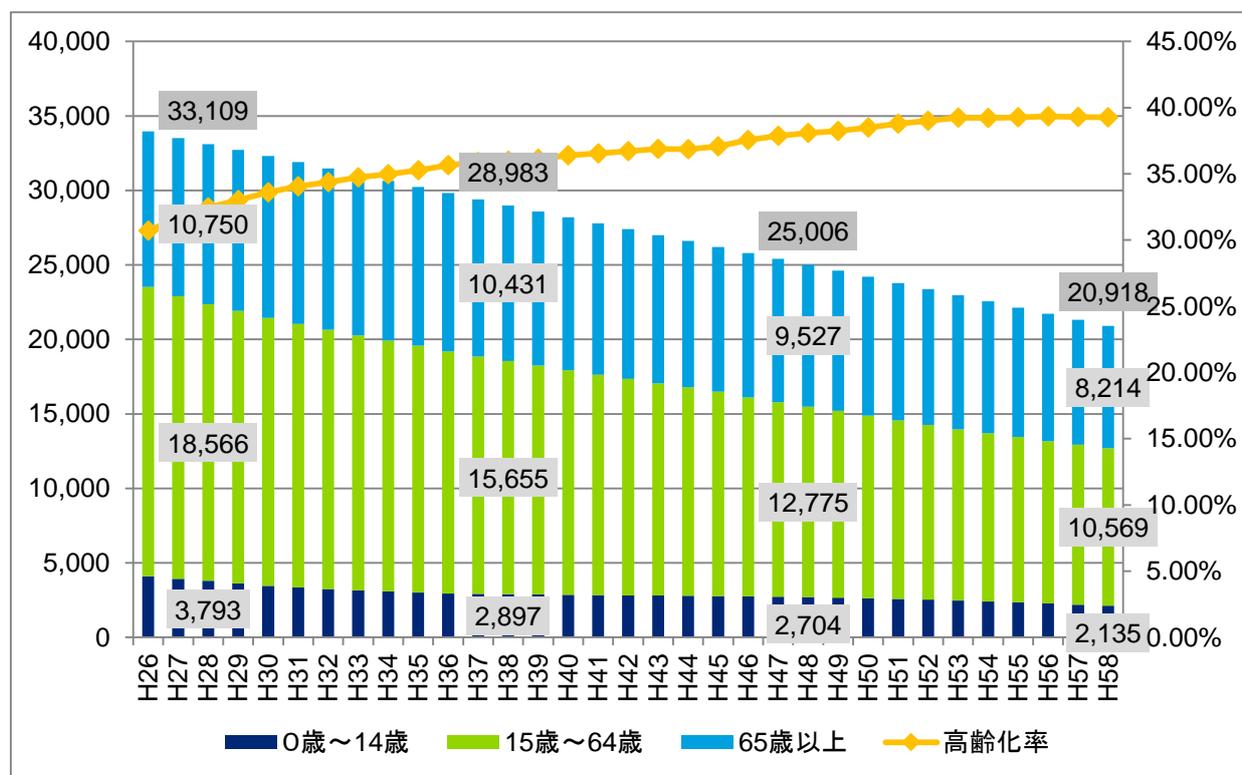
また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口 (0～14 歳) とその割合は、平成 28 (2016) 年の 3,793 人 (11.5%) から平成 58 (2046) 年には 2,135 人 (10.2%) に減少すると予測されています。

生産年齢人口 (15～64 歳) とその割合は、平成 28 (2016) 年の 18,566 人 (56.1%) から平成 58 (2046) 年には 10,569 人 (50.5%) に減少すると予測されています。

老年人口 (65 歳以上) とその割合は、平成 28 (2016) 年の 10,750 人 (32.5%) から平成 58 (2046) 年には 8,214 人 (39.3%) と人口は減少しますが、割合は増加すると予測されています。

このような将来の人口動向が予想されるなかで、人口減少に伴う公共施設等の整理統合および少子高齢化に伴う市民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっています。

図 1-20 本市全体の人口推移



※平成 27 (2015) 年 3 月 31 日を基準日として、平成 27 (2015) 年 3 月 31 日及び平成 26 (2014) 年 3 月 31 日の男女別年齢別人口 (住民基本台帳人口) を基に、コーホート要因法により推計を行っております。

(2) 地区別の人口の推移

①塩山地区（旧塩山市）

塩山地区の人口は、平成 28 (2016) 年の 23,115 人が平成 58 (2046) 年には 14,490 人と、30 年間で 8,625 人 (37.3%) 減少することが予想されています。

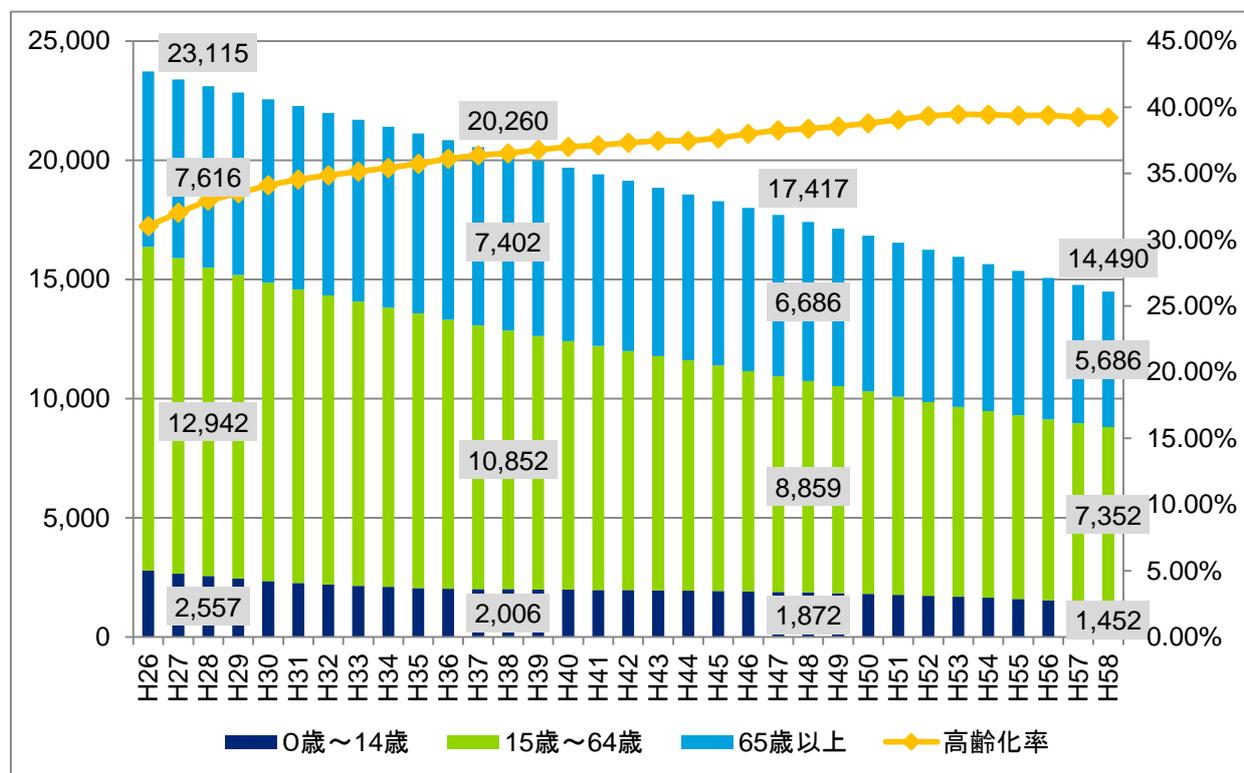
年齢階層別（3 区分）に見ると、年少人口は、平成 28 (2016) 年の 2,557 人が平成 58 (2046) 年には 1,452 人と 30 年間で 1,105 人 (43.2%) 減少します。全体に占める割合は、平成 28 (2016) 年には 11.1% ですが、平成 58 (2046) 年には 10.0% と 1.1% 減少します。

生産年齢人口は、平成 28 (2016) 年の 12,942 人が平成 58 (2046) 年には 7,352 人と 30 年間で 5,590 人 (43.2%) 減少することが予想されています。全体に占める割合は、平成 28 (2016) 年には 56.0% ですが、平成 58 (2046) 年には 50.7% と 5.3% 減少します。

老年人口は、平成 28 (2016) 年の 7,616 人が平成 58 (2046) 年には 5,686 人と 30 年間で 1,930 人 (25.3%) 減少することが予想されています。ただし、全体に占める割合は平成 28 (2016) 年には 32.9% ですが、その後増加を続け平成 58 (2046) 年には 39.2% と 6.3% 増加します。

人口が減少することが予想されている塩山地区では、年少人口及び生産年齢人口の減少率が老年人口に比べて高く、一層の高齢化が進むことが予想されています。

図 1-2 1 塩山地区の人口推移



②勝沼地区（旧勝沼町）

勝沼地区の人口は、平成 28（2016）年の 8,741 人が平成 58（2046）年には 5,713 人と、30 年間で 3,028 人（34.6%）減少することが予想されています。

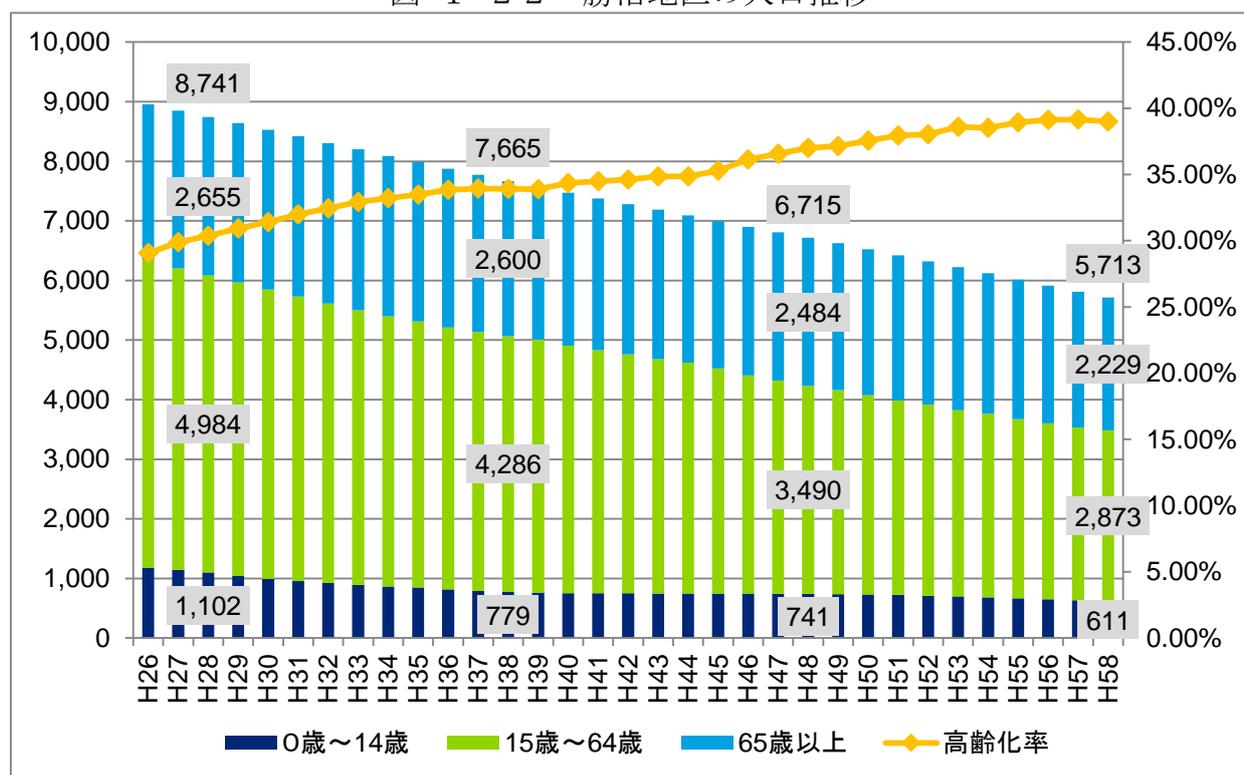
年齢階層別（3 区分）に見ると、年少人口は、平成 28（2016）年の 1,102 人が平成 58（2046）年には 611 人と 30 年間で約 491 人（44.6%）減少します。全体に占める割合は、平成 28（2016）年には 12.6%ですが、平成 58（2046）年には 10.7%と 1.9%減少します。

生産年齢人口は、平成 28（2016）年の 4,984 人が平成 58（2046）年には 2,873 人と 30 年間で 2,111 人（42.4%）減少することが予想されています。全体に占める割合は、平成 28（2016）年には 57.0%ですが、平成 58（2046）年には 50.3%と 6.7%減少します。

老年人口は平成 28（2016）年の 2,655 人が平成 58（2046）年には 2,229 人と 30 年間で 426 人（16.0%）減少することが予想されています。ただし、全体に占める割合は平成 28（2016）年には 30.4%ですが、平成 58（2046）年には 39.0%と 8.6%増加します。

勝沼地区は、平成 28（2016）年時点で、最も高齢化率が低い地区です。平成 58（2046）年の推計においても、地区別では最も低くなることが予想されています。

図 1-2 2 勝沼地区の人口推移



③大和地区（旧大和村）

大和地区の人口は、平成 28（2016）年の 1,253 人が平成 58（2046）年には 715 人と、30 年間で 538 人（42.9%）減少することが予想されています。減少率は、地区別で最も大きくなっています。

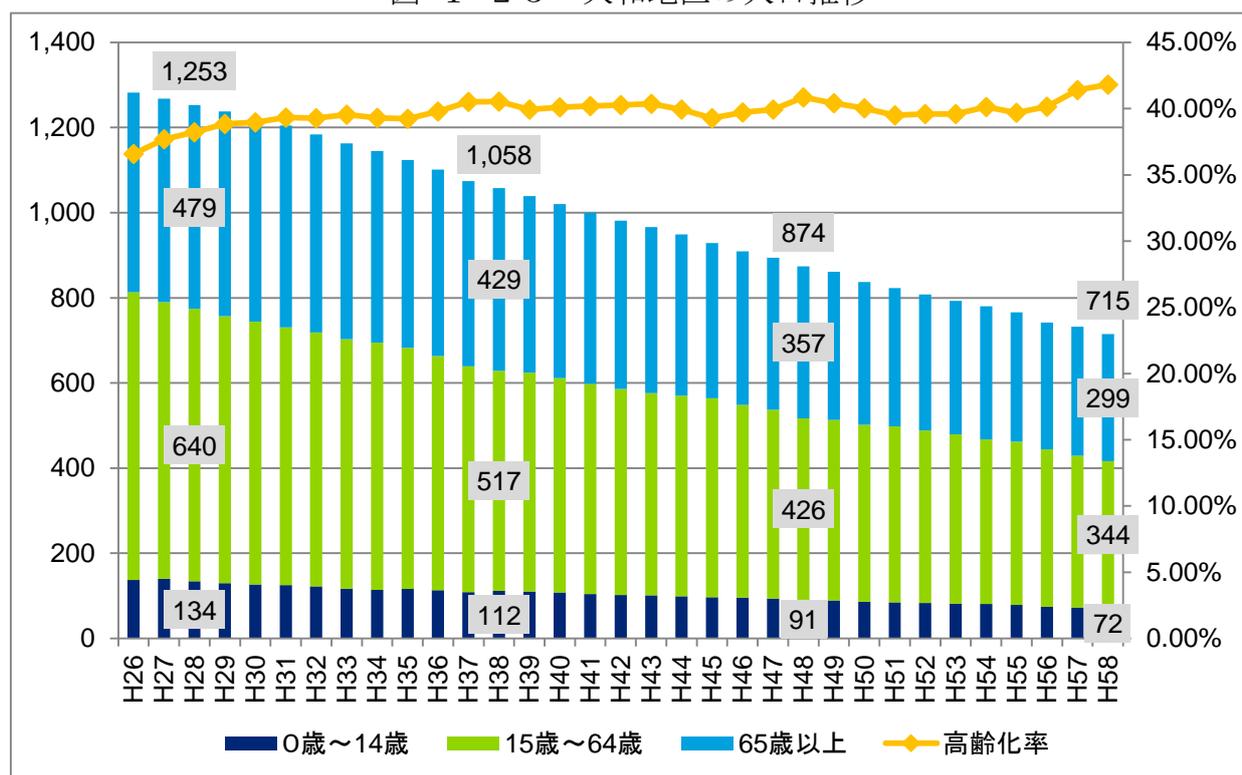
年齢階層別（3 区分）に見ると、年少人口は、平成 28（2016）年の 134 人が平成 58（2046）年には 72 人と 30 年間で 62 人（46.3%）減少します。全体に占める割合は、平成 28（2016）年には 10.7%ですが、平成 58（2046）年には 10.1%と 0.6%減少します。

生産年齢人口は、平成 28（2016）年の 640 人が平成 58（2046）年には 344 人と 30 年間で 296 人（46.3%）減少することが予想されています。全体に占める割合は、平成 28（2016）年には 51.1%ですが、平成 58（2046）年には 48.1%と 3.0%減少します。

老年人口は、平成 28（2016）年の 479 人が平成 58（2046）年には 299 人と 30 年間で 180 人（37.6%）減少することが予想されています。ただし、全体に占める割合は平成 28（2016）年には 38.2%ですが、平成 58（2046）年には 41.8%と 3.6%増加します。

大和地区は、平成 28（2016）年時点で、最も高齢化率が高い地区です。平成 58（2046）年の推計においても、地区別では最も高くなることが予想されています。

図 1-2 3 大和地区の人口推移



4 財政の現況と課題

(1) 歳入

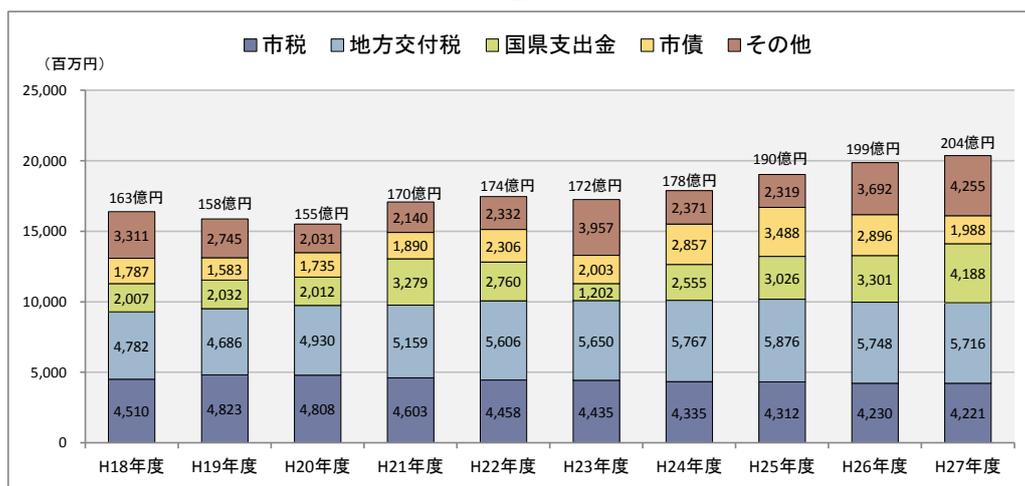
本市の歳入は、合併直後の平成 18 (2006) 年度以降 2 年間は減少しましたが、その後は平成 23 (2011) 年度を除き増加傾向で推移しています。

自主財源⁵である市税は平成 19 (2007) 年度の 48 億 23 百万円が最大で、平成 27 (2015) 年度は 42 億 21 百万円と小幅ながら減少傾向で推移しており、今後も高齢化の進行や生産年齢人口の減少などにより、大幅な税収の増加が見込みにくい状況です。

依存財源⁶である地方交付税⁷、国県支出金⁸及び市債は、平成 18 (2006) 年度ではそれぞれ 47 億 82 百万円、20 億円、17 億 87 百万円でありましたが、平成 27 (2015) 年度では 57 億 16 百万円、41 億 88 百万円、19 億 88 百万円と、その合計を比較すると 4 割弱増加しています。

しかし、今後、地方交付税が合併算定替⁹の影響により平成 28 (2016) 年度から段階的に縮小し、平成 33 (2021) 年度からの一本算定¹⁰による大幅な減少が見込まれていることや、高齢化や人口減少による税収の減少も想定されていることを踏まえ、これまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営を行っていくことが求められます。

図 1-24 普通会計¹¹歳入の推移



⁵ 自主財源とは、地方公共団体が、国に依存しないで独自で調達できる財源。

(市税、使用料、手数料、財産収入など)

⁶ 依存財源とは、国や県などから交付される財源。

(地方交付税、地方譲与税、国・県支出金など)

⁷ 地方交付税とは、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税などのそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。

⁸ 国庫支出金とは、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等のことです。

都道府県支出金とは、都道府県の市町村に対する支出金のことです。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがあります。

⁹ 合併算定替とは、合併した市町村に対して交付される普通交付税の額について、合併前の市町村が存続していたものとして、合併前の市町村ごとに区分して、それぞれの数値を基に別々に算出した後、交付税額を合算する方式のことです。適用期間は、合併後 10 年間となっており、その後 5 年間は緩和期間とされ段階的に縮減されていきます。本市では、平成 18 (2006) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 10 年間で、合併算定替により増加された普通交付税の合計が 82 億 97 百万円にのびます。

¹⁰ 一本算定とは、合併後の新市としての普通交付税算定額です。

¹¹ 普通会計とは、総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分です。本市においては、一般会計のみが普通会計となっています。

(2) 歳出

本市の歳出も、合併直後の平成 18 (2006) 年度以降 2 年間は減少しましたが、その後は平成 23 (2011) 年度を除き増加傾向で推移しています。

消費的経費¹²は緩やかながら増加傾向にあります。その内訳を見てみると、人件費は平成 18 (2006) 年度の 31 億 73 百万円をピークに平成 27 (2015) 年度では 25 億 9 百万円と減少傾向にあります。一方、扶助費¹³は平成 27 (2015) 年度に 27 億 78 百万円と平成 18 (2006) 年度に比べ 5 割近く増え、増加傾向にあります。

投資的経費¹⁴は、平成 18 (2006) 年度の 20 億 40 百万円から平成 25 (2013) 年度には 40 億 73 百万円と約 2 倍になりましたが、平成 27 (2015) 年度には 24 億 31 百万円となっており、その年の事業内容により変動が見られます。今後、人口減少に伴う税収の伸び悩み、高齢化等に伴う扶助費の増大により財源が投入できる投資的経費は減少すると予想されます。

図 1-25 普通会計歳出の推移

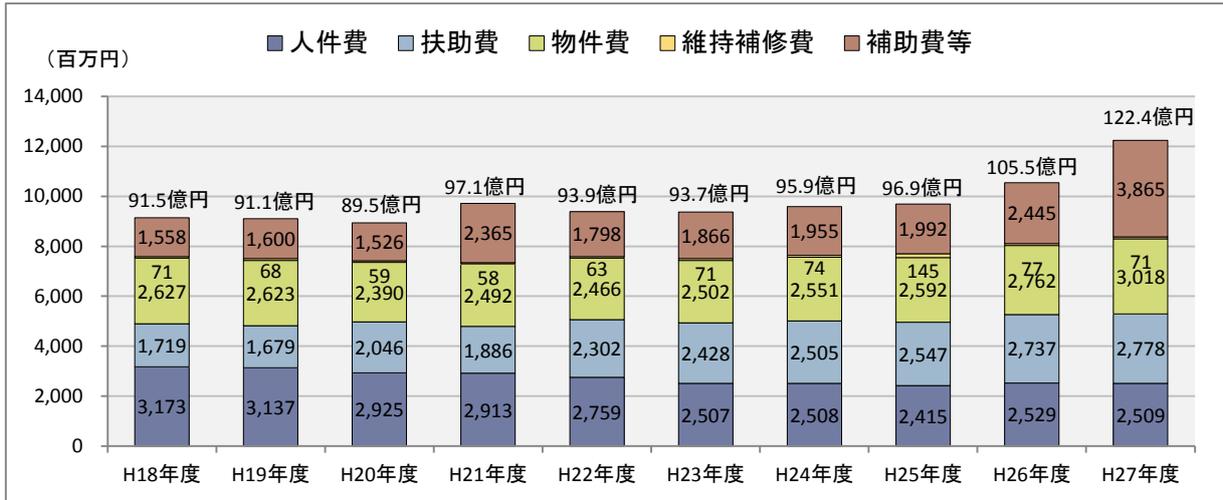


¹² 消費的経費とは、支出効果が、当該年度又は極めて短い期間で終わる、換言すると後年度に形を残さない性質の経費のことです。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等が含まれます。

¹³ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費のことです。

¹⁴ 投資的経費とは、道路、小中学校、保育園など、固定的な資本の形成に向けられる経費のことです。

図 1-26 消費的経費（内訳）の推移



(3) 歳出に占める人件費割合と職員数の推移

人件費は平成 18（2006）年度より減少傾向にあり、歳出に占める割合も小さくなっています。

職員数（普通会計決算）は平成 17（2005）年度から行政改革による取り組みを進め、10年間で全体の 18%にあたる 69 人を削減しました。

図 1-27 歳出に占める人件費割合の推移

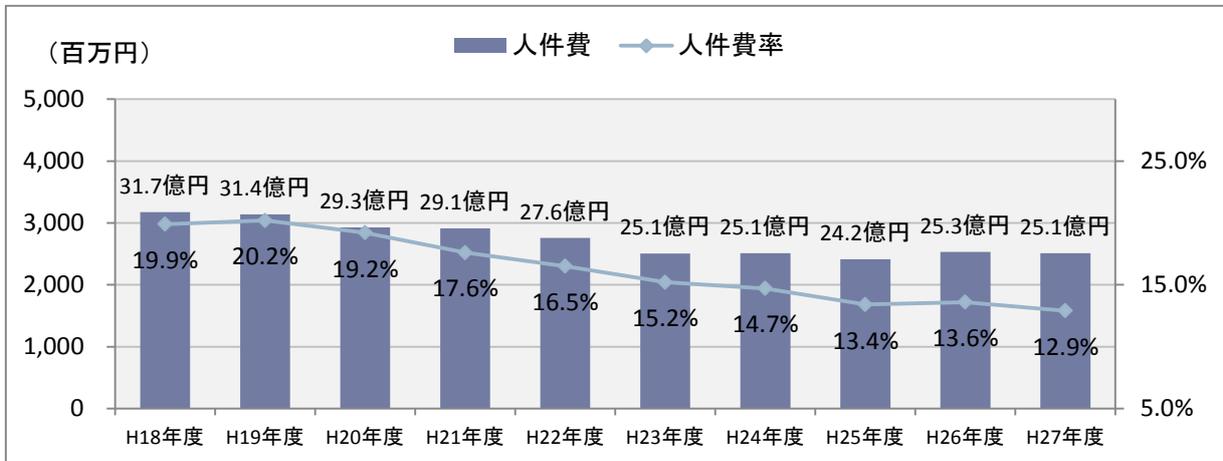
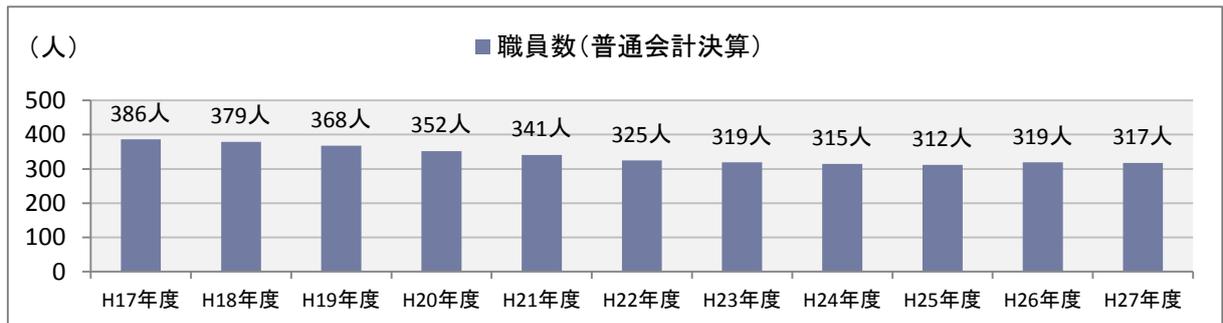


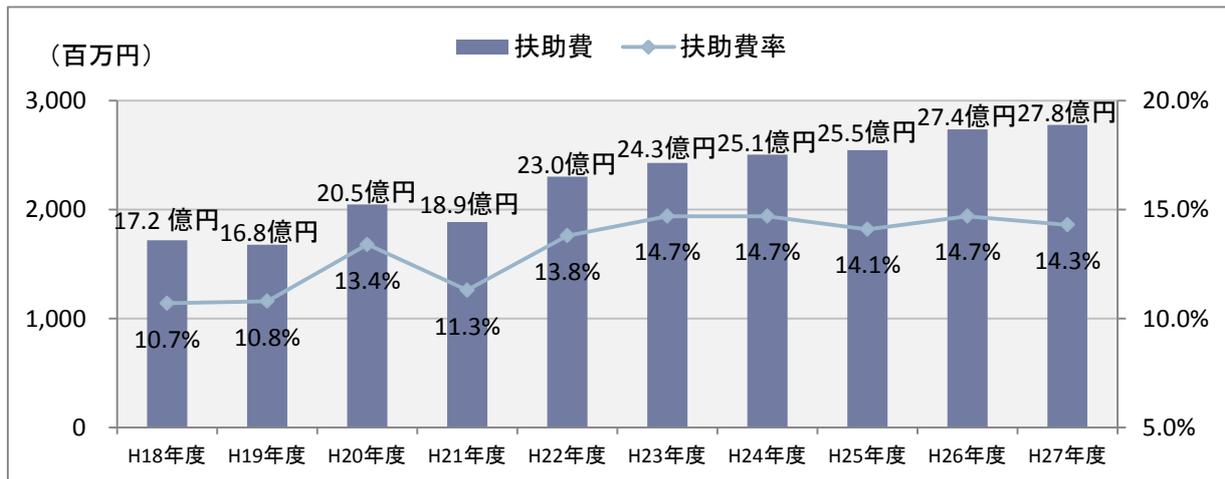
図 1-28 職員数（普通会計決算）の推移



(4) 歳出に占める扶助費割合の推移

扶助費¹⁵は平成 19 (2007) 年度と平成 21 (2009) 年度に前年度より減少しましたが、その後は増加傾向にあります。平成 27 (2015) 年度には 27.8 億円となり、平成 18 (2006) 年度の 17.2 億円と比較するとおよそ 6 割増加しています。歳出に占める割合は、ここ数年ほぼ一定していますが、人口減少に伴う少子化対策や高齢化などにより今後増加することが予想されます。

図 1-29 歳出に占める扶助費割合の推移

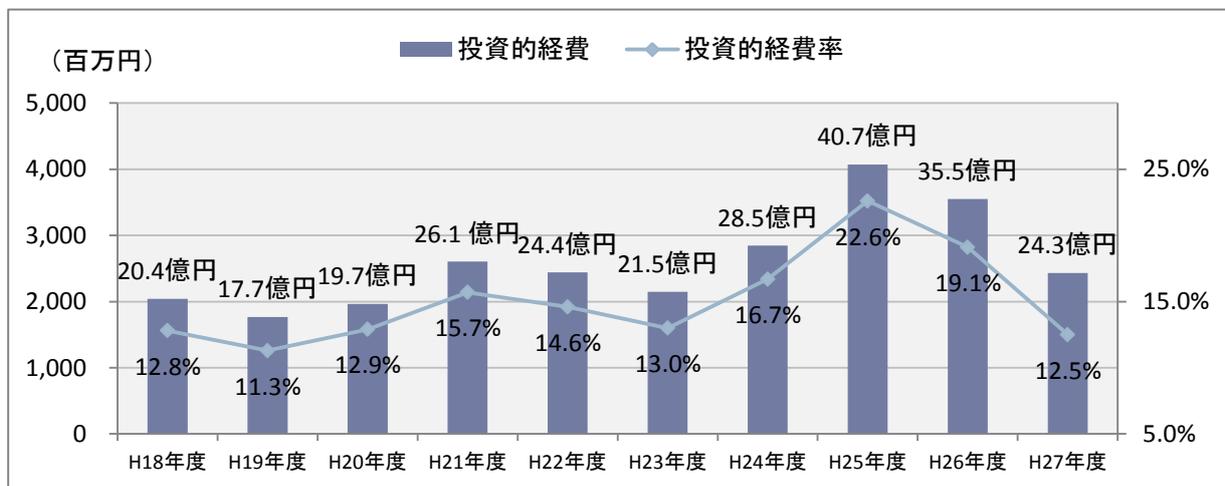


(5) 歳出に占める投資的経費割合の推移

投資的経費は市民文化会館の大規模改修や学校給食センターの新規建設などの大型事業の影響もあり、平成 24 (2012) 年度、25 (2013) 年度において他の年度に比べ規模および歳出に占める割合ともに増加しました。ただし、平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度と減少し、平成 27 (2015) 年度では 24.3 億円となっています。

今後、人口減少に伴う税収の伸び悩み、高齢化等に伴う扶助費の増大により財源が投入できる投資的経費は減少すると予想されます。

図 1-30 歳出に占める投資的経費割合の推移

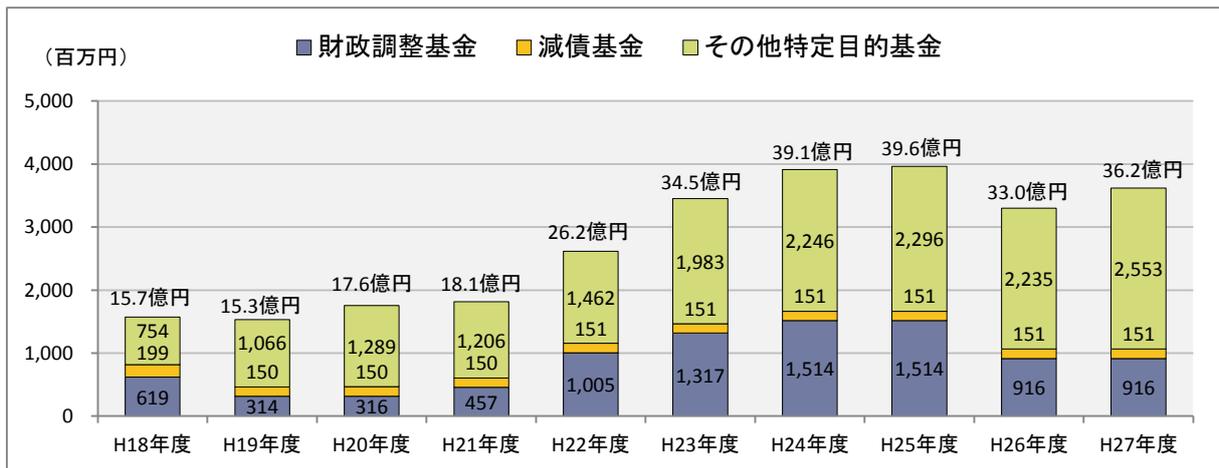


¹⁵ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費のことです。

(6) 基金

基金は、合併直後の平成 18（2006）年度以降は増加傾向にあり、平成 26（2014）年度に雪害対策による緊急的な支出等により一旦減少しましたが、平成 27（2015）年度には再び増加し 36.2 億円となっています。今後、市税の大幅な増加が期待できない一方、社会保障費の増加が見込まれるなか、基金の取り崩しを余儀なくされるなど厳しい状況が予想されます。

図 1-3 1 基金の推移



※財政調整基金：決算剰余金が多いときは積立し、不足時には取り崩すなど、財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金

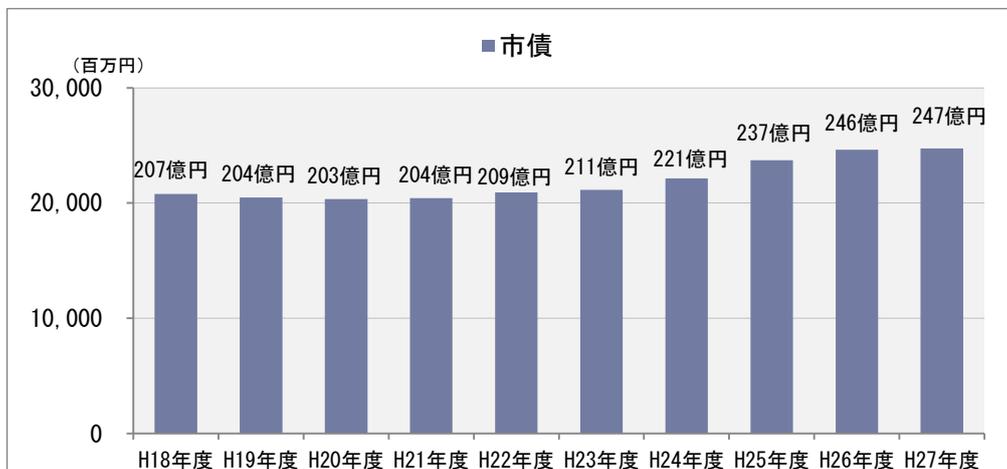
※減債基金：市債の償還を計画的に行うための基金

※その他特定目的基金：大型公共施設の整備等、特定の目的を計画的に実施できるように積み立てた基金

(7) 市債残高の推移

市債は、合併直後の平成 18（2006）年度以降、増加傾向にあります。平成 27（2015）年度残高は 247 億円と、平成 18（2006）年度と比べ 19%程度増加しています。市債の借り入れは、施設整備等に係る世代間の公平性を確保するための有効な手段ですが、残高が増加すると将来の財政負担に影響を与えることも懸念されます。

図 1-3 2 市債¹⁶残高の推移



¹⁶ 市債とは、市が発行する地方債のことです。

(8) 地方交付税の合併算定替・一本算定

「合併算定替」とは、合併による普通交付税上の不利益を被ることのないよう配慮された制度で、市町村合併がなかったものとして仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額が保障されます。一方、「一本算定」とは合併後の新市としての普通交付税算定額です。「合併算定替」の適用期間は、合併後10年間となっており、その後5年間は緩和期間とされ、合併算定替による増加分は10%・30%・50%・70%・90%と段階的に縮減されていきます。

甲州市では平成18(2006)年度から平成27(2015)年度までの10年間で、合併算定替により増加された普通交付税の合計は82億97百万円にのびりました。

図 1-3-3 合併算定替の段階的縮減イメージ

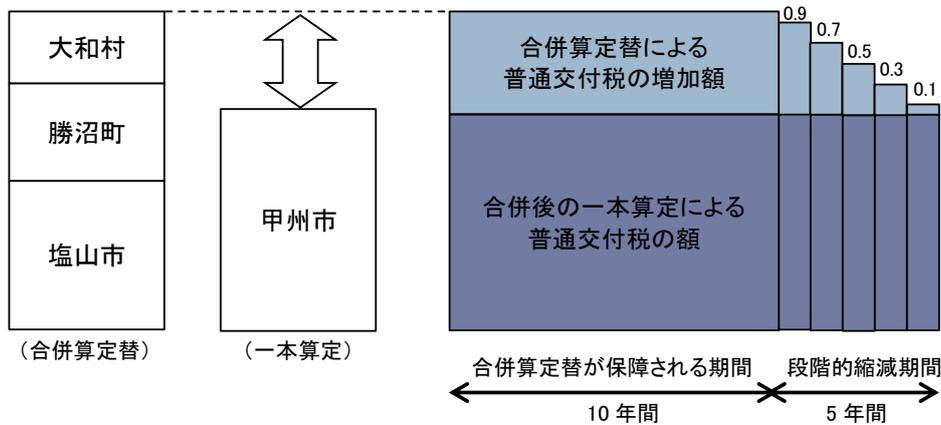


図 1-3-4 合併算定替の適用期間

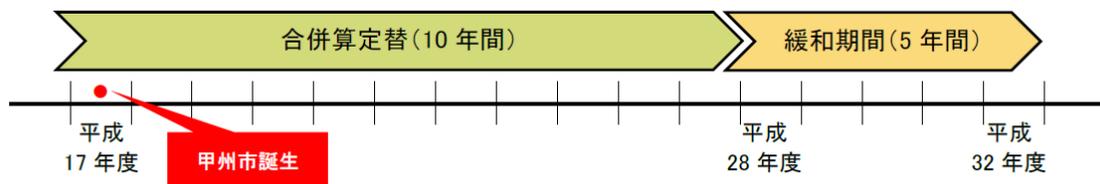
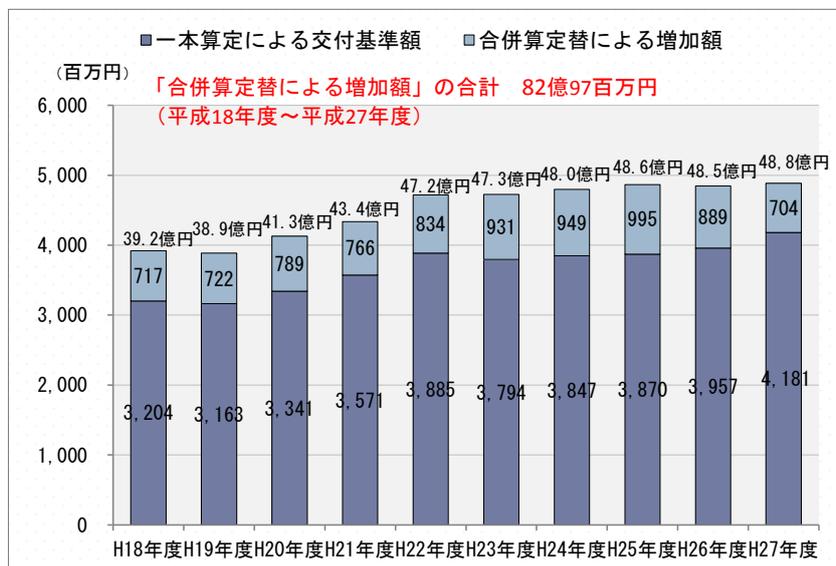


図 1-3-5 合併算定替および一本算定による交付税等額の推移



(9) 公共施設の将来の更新等¹⁷費用¹⁸

■公共施設の更新費用を推計する際の前提条件

①基本的な考え方

公共施設の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。なお、歴史的建造物については、建替えを行わないため、更新等費用の試算からは除外しています。

②大規模改修、建替えの時期

建築から耐用年数（60年）の1/2の期間経過後に大規模改修（30年）、耐用年数到来後に建替えを行うものとします。

③大規模改修、建替えに要する期間

- ・大規模改修の期間・・・2年（耐用年数の1/2期間経過した年度とその翌年度）
- ・建替えの期間・・・3年（耐用年数が到来した年度とその翌年度、翌々年度）

④試算時点で既に大規模改修、建替えの時期を迎えている施設

試算時単年度に費用が集中することを避け、費用負担を分散軽減させるため、大規模改修の時期を迎えている施設については、試算の時点で建設時からの経過年数が31年～50年の場合は今後10年間で均等に大規模改修を行うものとし、51年以上経過している場合は大規模改修を行わずに経過年数が60年となった年度に建て替えるものとします。なお、建替えの時期を迎えている施設については、今後10年間で均等に建替えを行うものとします。

⑤更新単価・更新費用

現在の面積に施設の大分類に応じた更新単価を乗じて算出します。なお、大規模改修単価は本市の直近の実績値を参考に設定し、建替え単価は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの設定単価を参考に設定しています。

大分類名	大規模改修単価	建替え単価
社会教育施設	15万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	13万円/m ²	36万円/m ²
学校教育系施設	12万円/m ²	33万円/m ²
子育て支援施設	12万円/m ²	33万円/m ²
保健・福祉施設	13万円/m ²	36万円/m ²
公営住宅	10万円/m ²	28万円/m ²
行政系施設	15万円/m ²	40万円/m ²
供給処理施設	13万円/m ²	36万円/m ²
医療施設	15万円/m ²	40万円/m ²
その他	13万円/m ²	36万円/m ²

¹⁷ 更新等とは、臨時的な投資的経費がかかる建替えおよび大規模改修のことです。

¹⁸ 更新等費用とは、耐用年数の1/2経過後に大規模改修を行い、耐用年数経過後に同じ規模（総延床面積）で建替えを行うと仮定した場合にかかる費用のことです。

図 1-36 公共施設の更新等費用試算（普通会計等建物）

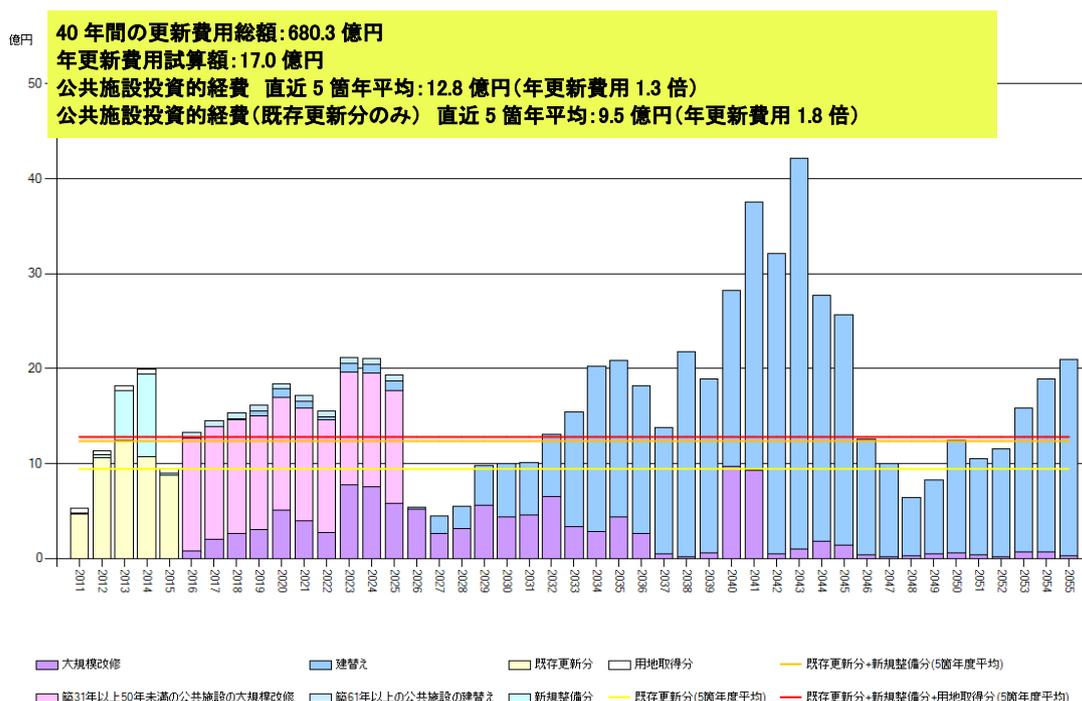
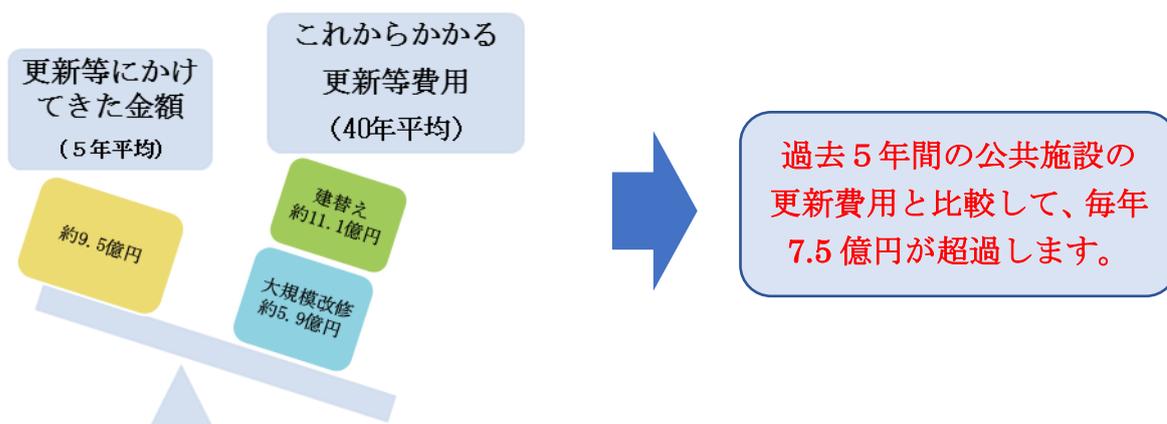


図 1-37 今後の更新費用とこれまでの更新にかけてきた金額の比較（イメージ）



現在本市が保有する普通会計等の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（総延床面積）で更新すると仮定した場合、平成 28（2016）年度から 40 年間の更新等費用の総額は 680.3 億円で、試算期間における平均費用は年間 17.0 億円（うち建替え 11.1 億円、大規模改修 5.9 億円）となります。過去 5 年間（平成 23（2011）年度～27（2015）年度）の公共施設にかけてきた投資的経費は、年平均 12.8 億円ですので、直近の投資的経費の 1.3 倍の更新等費用が必要になります。

さらに、過去 5 年間の公共施設にかけてきた投資的経費には、新規整備分及び用地取得分が年平均 3.3 億円含まれています。既存の施設の更新にかけてきた金額は年平均 9.5 億円しかありません。直近の既存更新分と、これからかかる更新等費用を比べた場合、平成 28（2016）年度から 40 年間でこれまで以上の支出が必要となり、すべての施設を現状のまま維持・更新していくことは財政面で非常に厳しい状況といえます。

(10) インフラの将来の更新等費用

■インフラ資産の更新費用を推計する際の前提条件

①道路

道路については、分類整備面積を更新年数で除した面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

なお、更新単価は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトで設定されている設定単価に準拠しています。

一般道路、自転車歩行車道の総面積に対し更新費用を試算しています。

分類	更新年数	更新単価
一般道路	15年	4,700円/m ²
自転車歩行車道	15年	2,700円/m ²

②橋りょう

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

総面積を更新年数で除した面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価(448千円/m²)を乗じることにより更新費用を試算しています。

なお、更新単価は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトで設定されている設定単価に準拠しています。

③上水道

上水道については、延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しています。

なお、更新単価は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトで設定されている設定単価に準拠しています。

試算時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、試算開始時から5年間に更新費用を割り当てています。

	更新年数	更新単価(千円/m)
導水管・300mm未満	40年	100
送水管・300mm未満	40年	100
〃・300～500mm未満	40年	114
配水管・50mm以下	40年	97
〃・75mm以下	40年	97
〃・100mm以下	40年	97
〃・125mm以下	40年	97
〃・150mm以下	40年	97
〃・200mm以下	40年	100
〃・250mm以下	40年	103
〃・300mm以下	40年	106

	更新年数	更新単価 (千円/m)
〃 ・ 350 mm以下	40 年	111
〃 ・ 400 mm以下	40 年	116

④下水道

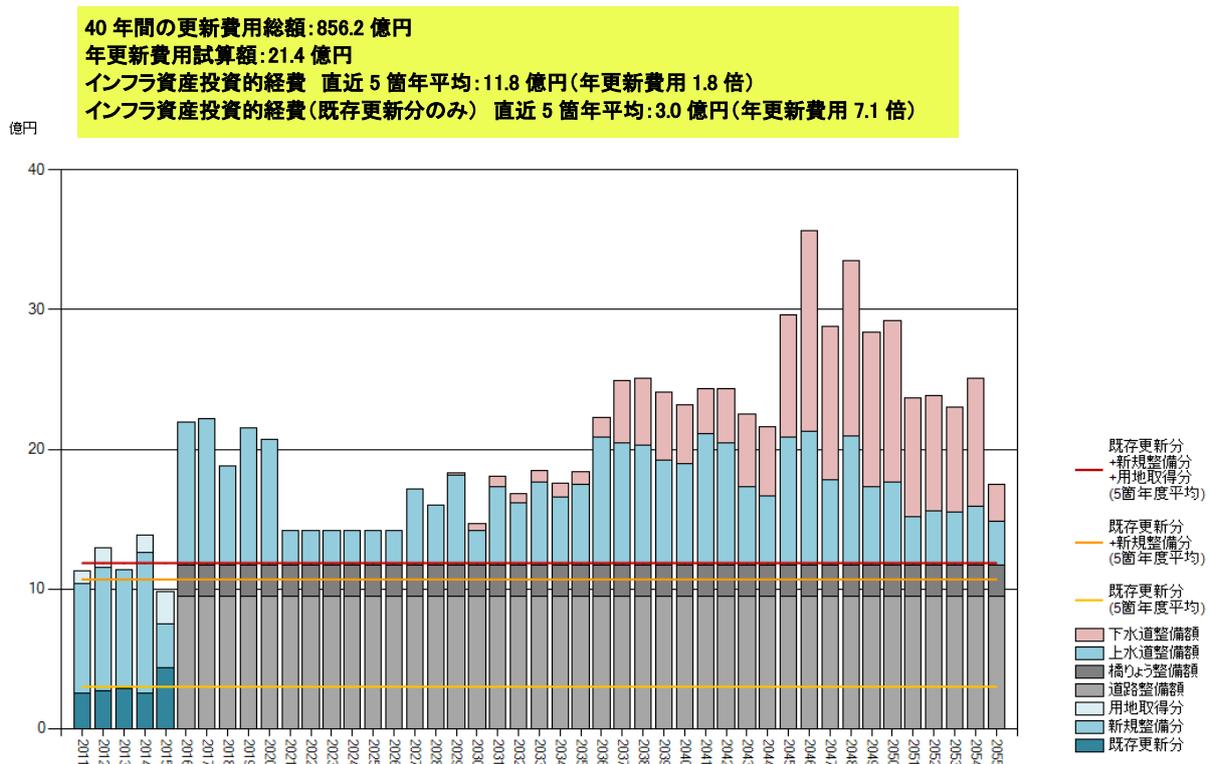
下水道については、延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

なお、更新単価は一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトで設定されている設定単価に準拠しています。

管種区分	更新年数	更新単価(千円/m)
コンクリート管	50 年	124
陶管	50 年	124
塩ビ管	50 年	124
更生管	50 年	134
その他	50 年	124

図 1-38 インフラの更新等費用試算



道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラについても、建物と同様、耐用年数が到来すれば更新する必要があります。

耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定して試算した結果、今後 40 年間の更新等費用の総額は 856.2 億円で、試算期間における平均費用は年間 21.4 億

円となります。過去5年間（平成23（2011）年度～27（2015）年度）における投資的経費は、年平均約11.8億円ですので、現状の1.8倍の費用がかかる試算となり、公共施設以上に財政負担が大きいことが分かります。

しかし、過去5年間の公共施設にかけてきた投資的経費は新規整備分及び用地取得分が年平均8.8億円含まれていますので、既存のインフラの更新にかけてきた金額は年平均3.0億円しかありません。このため、直近の既存更新分と、これからかかる更新等費用を比べた場合、今後40年間でこれまでの7.1倍程度の支出が必要となります。

更新等費用を年度別でも、すべての年度で過去5年間の既存更新分の平均を超過することとなるため、すべてのインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。また、平成58（2046）年頃には更新等費用が非常に多額になることが見込まれます。したがって、整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら投資計画を検討していくことが必要です。

(11) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-39 公共施設等（公共施設とインフラ）の更新等費用試算

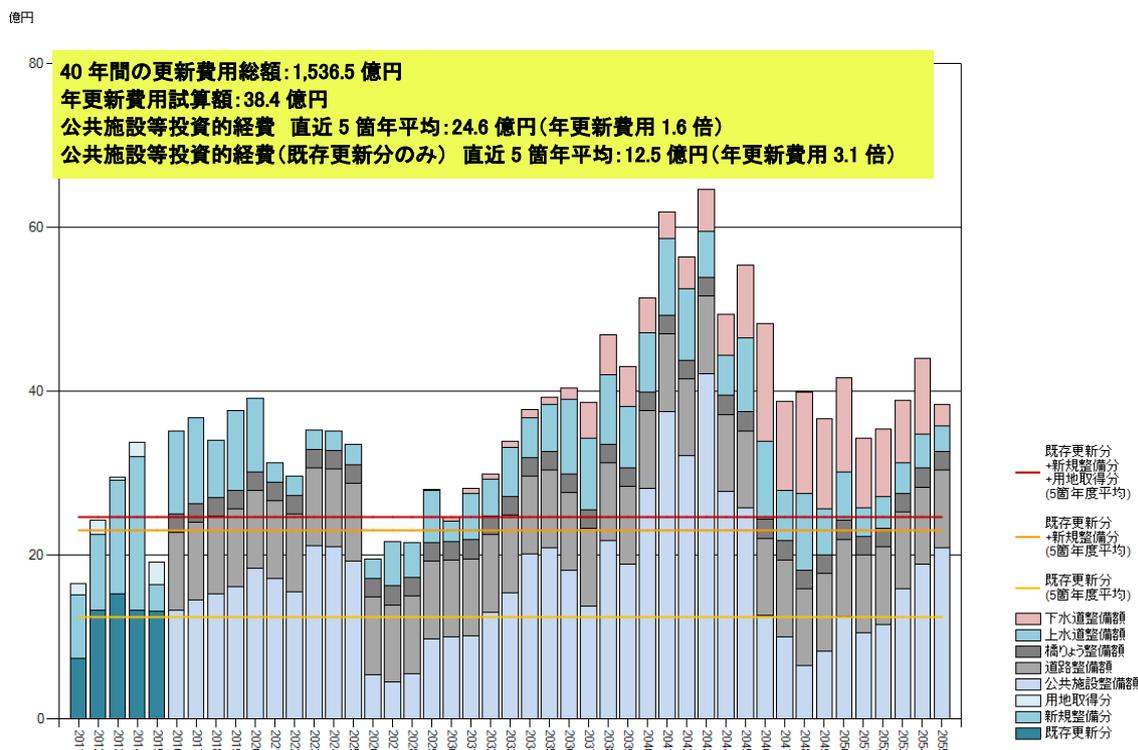


表 1-40 公共施設等（公共施設とインフラ）の更新等費用試算

単位：億円	2016	2019	2022	2025	2028	2031	2034	2037	2040	2043	2046	2049	2052	2055	合計
	H28	H31	H34	H37	H40	H43	H46	H49	H52	H55	H58	H61	H64	H67	
公共施設	13	16	16	19	6	10	20	14	28	42	13	8	12	21	680
道路	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	378
橋りょう	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	91
上水道	10	10	2	2	4	6	5	9	7	6	10	6	4	3	240
下水道	0	0	0	0	0	1	1	4	4	5	14	11	8	3	147
合計	35	38	30	33	22	28	38	39	51	65	48	37	35	38	1,537

現在本市が保有する公共施設とインフラの更新等費用を加えた公共施設等の今後 40 年間の更新等費用の総額は 1,536.5 億円で、試算期間における平均費用は年間 38.4 億円となります。

これは、公共施設のみ更新を考えた場合の平均費用 17.0 億円と比べて 2.3 倍となる金額です。また、過去 5 年間（平成 23（2011）年度～27 年度（2015））の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 24.6 億円ですので、現状の 1.6 倍の費用がかかる試算となります。ただし、過去 5 年間の公共施設等にかけてきた投資的経費には、新規整備分及び用地取得分が年平均 12.1 億円含まれていますので、既存の施設等の更新にかけてきた金額は年平均 12.5 億円しかありません。

以上のことから、直近の既存更新分と、これからかかる更新等費用を比べた場合、今後 40 年間でこれまでの 3.1 倍程度の支出が必要となります。更新等費用を年度別でみると、平成 55（2043）年前後に多額の更新等費用が見込まれます。このように整備金額が集中す

る“負担の山”を考慮に入れながら公共施設等への投資計画を検討していくことが必要です。

さらに、本市の財政は、今後の人口減少による歳入の減少も想定されます。そのような中、これまでの投資の3.1倍もの支出を続けることは、財政上不可能だといえます。

(12) 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

今後の人口推計や自主財源の推移、扶助費の推移などから試算した甲州市一般会計の歳入、歳出に係る将来の財政推計の結果では、公共施設の維持・更新のための支出である維持補修費と投資的経費がこれまでと同程度の支出が継続されることを前提とした場合は今後30年間の合計で397億円となります。また、本市が保有する公共施設等（公共施設、道路、橋りょう）について一定の年数で大規模改修・建替えを実施することを前提とした場合は、さらに、追加で209億円の支出が発生する見込みとなります。なお、追加で発生する支出に対する国県支出金が51億円増加することを見込んでも、財源の不足額は223億円となり、1年あたりに換算すると7.4億円の財源不足となります。

この財源不足額はあくまでも、試算された理想的な施設関連投資の水準であり、こうした投資をすることができない場合は、確実に老朽化が進行し、施設に関するコストの将来負担を先送りにするとともに、老朽化が進んだ施設を次の世代に引継ぐこととなります。

財源の不足に対しては、これまでの財政運営においても、行財政改革の推進の結果、職員数を削減するなど対応を図ってきました。しかしながら、一定の行政水準を確保していくためには限界があり、公共施設等の老朽化に対応する財源不足を一般財源で賄うことは、前述した本市の財政事情も含め、非常に厳しい状況にあります。今後は、公共施設の総量削減や縮小、更には適正な再配置などの検討に踏み込まなければ、持続可能な行財政運営が行えない段階に入っています。

表 1-4 1 甲州市の財政と公共施設の更新費用の推計（30年間）

(単位：億円)		項目	30年間の合計
歳入 (A)		地方税	1,053
		地方交付税	1,423
		その他一般財源	289
		地方債	391
		国庫支出金	410
		都道府県支出金	274
		その他特定財源	331
		歳入合計	4,171
歳出 (B)		人件費	665
		扶助費	726
		公債費	552
		物件費	794
		維持補修費	19
		補助費等	576
		繰出金	489
		積立金・投資・出資貸付金等	36
		投資的経費	378
		歳出合計	4,236
追加で発生が見込まれる財源 (C)			51 (注1)
追加で発生が見込まれる更新費用 (D)	公共施設	111 (注2)	
	インフラ資産	98 (注3)	
	追加更新費用合計	209	
財源不足額 (A - B + C - D)			223

(注1) 普通建設事業費（補助事業費及び単独事業費に限る。）等増加に伴い国県支出金の増加が見込まれる金額です。これは、追加で発生する公共施設等への追加投資に伴い増加が見込まれるものです。

(注2) 過去4年間の公共施設への平均投資額を上回る金額を年度ごとに算定した金額の合計です。

(注3) 過去4年間のインフラ資産（道路、橋りょう）への平均投資額を上回る金額を年度ごとに算定した金額の合計です。なお、上水道及び下水道は主に使用料を財源としているため、除いています。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の維持管理に関する将来的な展望と課題

本市が所有する公共施設のうち、建物の延床面積は約 195,000 m²です。また、建物面積のうち、33.6%が学校、16.0%が公営住宅となっています。

本市は、3市町村が合併して誕生した自治体であり、公共施設等については、合併前の3団体が住民福祉の向上と地域振興のために建設した施設等を引き継いでいることから、人口規模の類似した他自治体と比較して、施設規模や整備時期が似通った施設等を多く保有している状況にあります。

また、本市の公共施設は、昭和 48 (1973) 年から昭和 60 (1985) 年代にかけて多く整備されており、その結果、現在から約 25 年後の平成 55 (2043) 年代中ごろ以降に公共施設等の更新問題が大きくなることが懸念されます。

しかし、現在の財政状況を基に将来的な財政予測をすると、これから 30 年間のうちで、総額 223 億円 (年平均 7.4 億円) が足りないという結果になります。そのため、本市では今後、計画的な公共施設の配置と効率的・効果的な維持管理が求められます。

(2) 現在の維持管理の仕組みと課題

本市では、現在、公共施設等の行政財産を各所管課がそれぞれ維持管理しています。

しかし、定期点検・診断、耐震化の状況など施設によって大きな差があります。また、財政状況も厳しいため、施設の更新や修繕が進んでいない状況も見られます。

さらには、人口減少・少子高齢化といった外部環境の変化により、市民ニーズと施設の機能に乖離が出るといった状況も見られるようになりました。

このような現状に対応するため、いかに各施設の維持管理方法を統一し、全庁的な観点から公共施設の維持管理に取り組んでいくのが課題となっています。

(3) 公共施設等の老朽化

本市の公共施設のうち、昭和 56 (1981) 年以前 (旧耐震基準) に建てられた建物が占める延べ床面積の割合は、全体の約 4 割に及びます。この中には、耐震性が十分でない施設もあり、さらには、耐震性の有無自体がわからない施設も存在します。

市民などに安心して公共施設を利用してもらえるよう、これら老朽建物の現状を早急に明らかにし、いかに安全性を確保していくかが課題です。

(4) 人口構造の変化

先に見てきたように、甲州市の人口は、昭和 40 (1965) 年には、39,937 人でしたが、その後一時的な微増はあったものの減少し、平成 17 (2005) 年の合併後も減少し続けています。現在取り組みを進めている人口ビジョンに基づく施策の成果を考慮しないものとして、将来の人口を推計すると、平成 28 (2016) 年の 33,109 人から、平成 58 (2046) 年には 12,191 人 (36.8%) 減少した、20,918 人になるものと見込まれています。また、年齢区分別の人口構成割合も、年少人口 (0~14 歳) は 1.3%減少し、生産年齢人口 (15 歳~64 歳) も 5.6%減少する一方で、高齢人口 (65 歳以上) 6.8%増加することが予想されます。

このように、将来的に本市の総人口が減少する中で人口構造も変化し、少子高齢化の傾向が益々強くなることが予想されることから、求められる公共施設等も変化していくものと考えられ、時代の変化に即した適正な公共施設等のあり方も検討していかなければなりません。

(5) 公共施設等の更新需要の増大

現在、甲州市が保有する公共施設とインフラの今後 40 年間の維持、更新費用を試算すると、その総額は約 1,536.5 億円、平均費用は年間約 38.4 億円が必要となります。また、既存施設の更新時期は様々であり、年度別の必要となる更新費用にばらつきが見られ、平成 55 (2043) 年前後に最も多くの更新費用が見込まれます。

今後、既存施設の老朽化が進み、多額の更新費用が必要となる一方で、本市の財政は、人口減少等により歳入総額が減少することが予想されており、毎年 38.4 億円の更新費用を賄うことは現実的に不可能な状況にあります。

こうした中で、いかに毎年の維持更新費用を縮減し、年度ごとの費用の平準化を図りながら施設の維持管理を行っていくかが課題となります。

また、将来に渡り持続可能な行政経営を行っていくため、これからの甲州市の人口や財政規模に見合った公共施設等の適正配置についても考えていく必要があります。

(6) 公共施設等の更新のための財源の不足

本市が現在保有している公共施設等をすべて維持していくと仮定した財政推計では、223 億円の不足が発生することが分かりました。

そこで、この 223 億円の不足額を公共施設の縮減のみで解消するとした場合に、どれだけの面積を縮減する必要があるかを算定したところ、以下のとおり縮減面積は 62,000 m²と算定されました。

《算定方法》

公共施設の更新費用①	680 億円
平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在の公共施設保有量②	190,000 m ²
1 m ² 当たり単価③ = ① ÷ ②	358 千円
不足額④	223 億円
縮減面積⑤ = ④ ÷ ③	62,000 m ²
縮減面積割合⑥ = ⑤ ÷ ②	32.6%

縮減が必要となる公共施設の延床面積 62,000 m²は、現在本市が所有する公共施設の床面積の 32.6%に当たります。言い換えると本市の規模から見て 62,000 m²が過剰な施設であるとも言えます。今後は、身の丈にあった公共施設の適正配置を進めていかななくてはなりません。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

本市における公共施設等の現状と課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向け、甲州市では6つの基本方針を定め、最適な公共施設等の管理に取り組みます。

①公共施設の適正な保有量を確保するための縮減目標の設定

今後、各施設における市民サービスの維持向上と安全性の確保を前提に、現在保有する施設の総延床面積を縮減していくこととし、将来の甲州市の人口、財政規模に見合った施設の適正配置に向け、計画期間である平成58年度までに目指すべき縮減面積の目標値を、62,000 m²とします。

②原則として、新規の施設の建設を行わない

原則として、施設の新設は実施しない方針とし、新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の更新等を優先的に行うこととします。また、新規施設の建設が必要となった場合においても行政需要とコストのバランスに配慮し、特定財源の確保を図るとともに、後世代の負担が過大とならないよう必要最小限にとどめることとします。

③予防保全型の維持管理の推進

公共施設等の更新需要の増大による財源不足を緩和するため、予防保全型の維持管理を進めることで施設の長寿命化を図り、更新費用の削減を図ります。また、定期的に点検を実施することにより、施設の劣化や異常を早期に発見し、軽微なうちに対策を行うことで長寿命化を図っていきます。

④施設の広域化・複合化・統廃合の推進

周辺自治体と共有できる多目的ホールや運動施設のような施設については広域化を検討し、機能が重複して複数保有している施設については複合化や統廃合の検討を進めていきます。また、地域ごとに必要となる集会施設などについても最適な再配置、再編に努めるとともに、基幹的な公共施設については、その使用目的に応じて利便性の良い中核的な地域に集約していくことを検討していきます。

⑤民間活力や市民協働を積極的に採用

PPP /PFI 等、民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取り組みや市内の各地域で使用する施設の管理について市民協働を進めていくなど、地域経営を意識した施設運営を図っていきます。

⑥市民や利用者の安全を最優先に対応

施設の老朽化や耐震性の不足など市民や利用者に危険が及びそうな施設、危険性の度合いが不明な施設については、優先的に対応を検討し実行に移していきます。

(2) 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

①点検・診断等の実施方針

- ・築30年以上経過している建物のうち、耐震性を確認できていない施設が存在します。
このような施設は点検や耐震診断を実施し、現状の課題の有無を明らかにします。
- ・特に、多くの市民に利用されている利用頻度の高い施設については、事故が発生した場合の被害の大きさを鑑み、優先的に診断を行っていきます。
- ・また、点検や診断結果は、データベース化し、今後の施設管理に活用していきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・既に長寿命化や具体的な維持管理などの計画がある施設については、その計画に沿って維持管理・修繕・更新等を実施していきます。
- ・長期的な計画がない場合においても、定期点検などで不具合が見つかった場合は、予防保全の考え方を踏まえその都度対応していきます。
- ・ただし、補修を重ねていくと、結果的に非効率になる場合があるため、大規模修繕や更新も優先順位をつけ計画的に実施していきます。
- ・特に更新に関しては、PFIやPPPなど民間活力の活用も積極的に検討していきます。

③安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、速やかに安全対策を講じます。
しかし、安全対策を講じることで利用者への影響が大きい場合は、施設を閉館し、他施設への機能移管や統合を含めて検討します。
- ・利用実績の低い施設については、必要に応じて縮小や目的変更、除却等を検討します。

④耐震化の実施方針

- ・市の防災拠点などは、災害時にも機能確保できるよう、優先的に耐震化を検討していきます。
- ・防災拠点以外の施設についても、市民の利用状況、築年数など様々な視点から総合的に判断し、耐震化の優先順位を検討します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・公営住宅など長寿命化計画を策定している類型については、計画に沿って長寿命化を図っていきます。なお既存の計画について、本計画と整合が図れるよう必要に応じた見直しを行ったうえで、着実な施策実施を行います。
- ・長寿命化計画を未策定の施設のうち、計画策定の必要のある施設については、可能な限り早期に計画を策定し、長寿命化の取り組みを開始します。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・老朽化などにより耐震性に問題のある施設のうち、利用が少ないなど行政サービス上

必要性が低い施設については、他施設との統合や廃止などを検討します。

統合を検討する際は、利用者(市民)の不利益をなるべく低減させるよう考慮します。

- ・保育所、小中学校などは、少子化の影響により、今後、施設の過剰供給状態が発生すると懸念されます。そのため、現在の学校施設の多目的への活用など機能の多様化や施設の統合を検討します。

検討の際は、児童・生徒数だけでなく、教育への影響や地理的条件なども考慮して、総合的に対策を検討します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・本計画を総合的かつ計画的に管理していくため、関係各課により組織する体制を構築し、情報や施策遂行管理の一元化を図ります。

3 計画期間について

本市における公共施設等の建替え・改修に要する負担は、平成 50 (2038) 年度ごろから増加し、平成 53 (2041) 年度から 55 (2043) 年度にかけて更新のピークを迎えることが想定されています。また、国が示した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で少なくとも 10 年以上の計画期間とすることが求められていることに鑑み、以下のとおりに設定します。

(計画期間)

平成 29 (2017) 年度から平成 58 (2046) 年度までの 30 年間

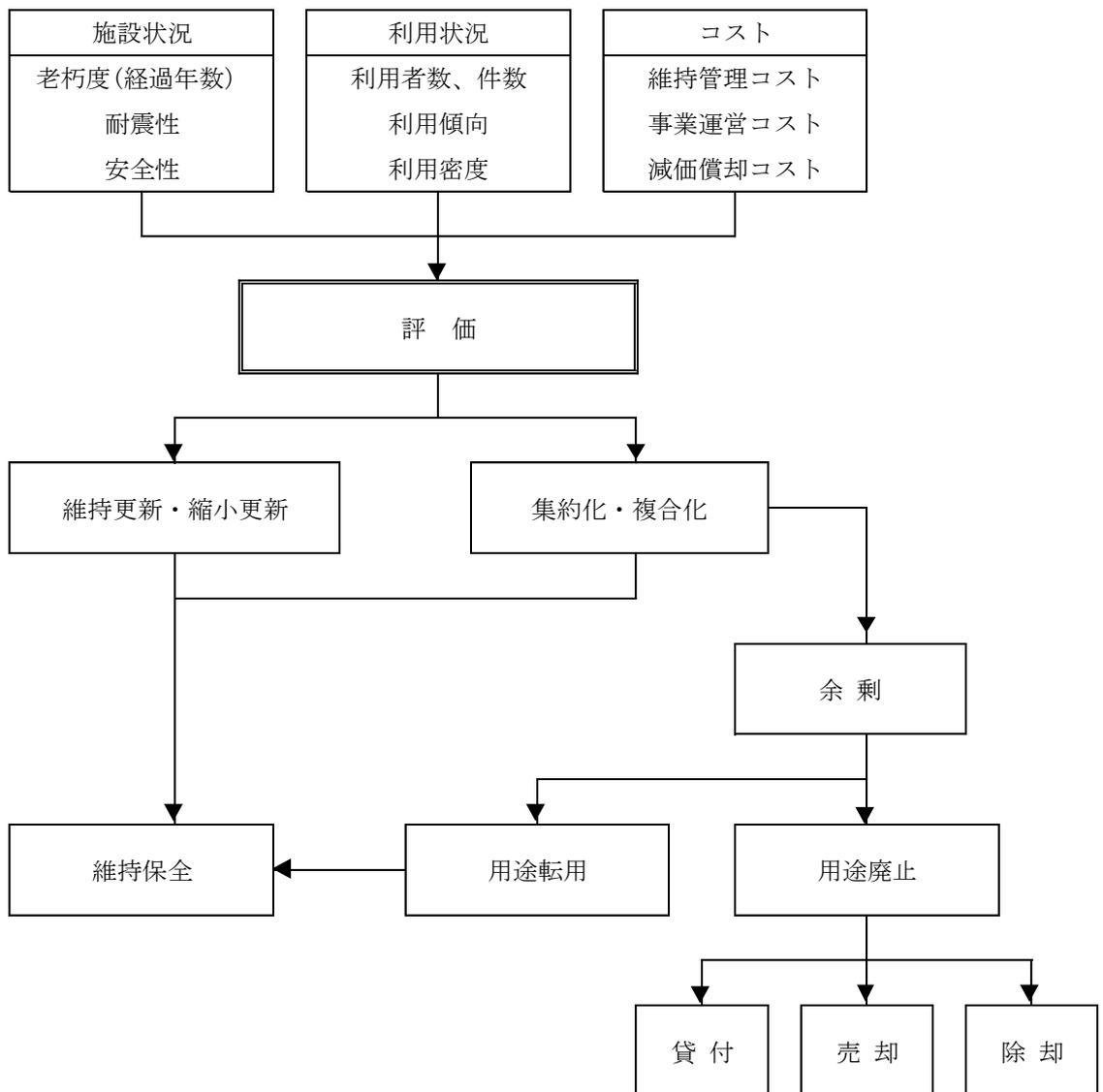
4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本市における公共施設等の維持管理は、個別の施設を所管する各課が各々で行っています。そのため、各施設の維持管理に関する情報の管理及び共有がされておらず、最適な公共施設マネジメントに必要な全庁的視点からの取り組みが行われていないといった課題があります。

そこで、今後は、施設の維持管理を効率的・効果的に実施するため、全庁的な視点に立ち、公共サービスの量とニーズ、コストのバランスを図るとともに、長寿命化の視点も持ちながら公共施設等の維持管理を進めていく必要があります。

そのため、日常における公共施設等の維持管理は、これまでどおり担当課で行う中で、施設の老朽度や維持管理費用等に関する情報の一元管理、修繕や更新にあたっての優先順位の意思決定、個別の事業計画と全体方針との調整など、横断的な取り組みが必要であり、こうした取り組みを効率的に推進するための組織体制の整備を図ります。

■施設措置方針のイメージ



第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 社会教育系施設

(1) 集会施設

①基本情報

本市には、集会施設が22施設あり、延床面積は合計18,002㎡です。このうち、1,000㎡を超える施設は、勤労青少年ホーム（レックセンター）、中央公民館、勝沼市民会館、大和ふるさと会館の4施設です。なお、中央公民館内に塩山図書館、大和ふるさと会館内に大和図書館がそれぞれ入居しており、複合施設となっています。

表 3-1 集会施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	大久保緑の交流館	直営	83	2002/03/26	14
2	勤労青少年ホーム（レックセンター）	直営	1,322	1973/04/08	42
3	中央公民館	直営	5,054	1982/01/01	34
4	塩山北公民館	直営	550	1992/03/25	24
5	松里公民館	直営	506	1989/03/25	27
6	玉宮公民館	直営	207	1985/02/10	31
7	大藤公民館	直営	372	1987/02/19	29
8	奥野田公民館	直営	374	1987/03/31	29
9	神金公民館	直営	507	1988/10/11	27
10	井尻公民館	直営	410	1988/03/25	28
11	塩山東公民館	直営	395	1994/03/25	22
12	塩山西公民館	直営	387	1996/03/20	20
13	勝沼市民会館	直営	1,602	1980/06/19	35
14	勝沼中央公民館	直営	865	1982/05/01	33
15	菱山営農センター	指定管理	222	1996/11/01	19
16	勝沼防災センター	直営	586	1995/09/01	20
17	大和ふるさと会館	直営	3,045	2003/03/28	13
18	祝公民館	祝地区管理	300	1980/03/31	36
19	藤井公民館	藤井地区管理	199	1989/12/12	26
20	山自治公民館	山地区管理	300	1981/03/31	35
21	四季の里公民館	四季の里管理	150	1989/03/31	27
22	大和公民館	直営	568	2002/03/29	14
	合計		18,002		

②現状や課題に対する基本的な認識

集会施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・建築後経過年数が長い施設が多く、勤労青少年ホーム（レックセンター）は40年を超えています。また、30年を超える施設は、中央公民館など6施設です。 ・中央公民館は平成25（2013）年度にリニューアル工事済みで、今後も生涯学習、市民活動の拠点として積極的に利活用を図ります。 ・勤労青少年ホーム（レックセンター）と勝沼市民会館は耐震化していないため、法定点検に加え日常的な施設点検を行い、異常時に迅速に対応することにしていきます。 ・勝沼中央公民館は、昭和56年改正の建築基準法以降の昭和57年度に建築されている施設ではありますが、建築から33年が経過しており施設の老朽化も著しいため修繕箇所も多くなることが予想されるので早急な対応が必要です。 ・大和ふるさと会館は修繕履歴台帳を作成し、データベース化を図っています。 ・集会施設の長寿命化計画は策定していません。 ・公民館は住民にもっとも身近な場であり、災害時の避難場所に指定されています。安全安心な施設管理が求められており、これらの施設の耐震化の措置、バリアフリー化を早急に進めることが求められます。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・勝沼中央公民館と大和ふるさと会館の利用者1人あたりのコストが他の施設と比較して高く、効率的な運営ができるよう検討することが必要です。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年センターは、一般の利用者が7割を超え、条例に定めた目的と乖離している状況です。また、近隣に類似施設の中央公民館があることから、当該施設と統合することで効率的で効果的な運営が期待できます。 ・コストが同程度でも稼働率にバラツキがある状況です。稼働率が30%を下回る施設も多数あるため、他の公共施設と複合化するなどの稼働率を高める対応策の検討が必要です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえ、迅速に対応する現在の仕組みを継続します。
- ・大和ふるさと会館で実施している修繕履歴台帳の仕組みを導入し、他の施設でもデータベース化を図ります。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

耐震化の基本的な方針

- ・現在、耐震化が図られていない勝沼市民会館は、可能な限り早期に耐震化を図ります。

体制構築の基本的な方針

- ・大久保緑の交流館、菱山営農センター、大和ふるさと会館は、現状の体制を基に、地域や施設管理者との連携を強化していきます。
- ・中央公民館（市民文化会館）、地区公民館は、老朽化対策などにあたる専任部門を設置し、維持管理を着実に進められるよう図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。
- ・勤労青少年センターについては、現状の利用状況等を勘案する中、類似施設との統合も含め、そのあり方を早急に検討します。

(2) 図書館

①基本情報

本市には、図書館が4施設あり、延床面積は合計2,229㎡です。このうち、塩山図書館は中央公民館、大和図書館は大和ふるさと会館、塩山図書館分館は重要文化財旧高野家住宅内にそれぞれ入居しており、複合施設となっています。

表 3-2 図書館の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山図書館	直営	641	1982/04/01	33
2	大和図書館	直営	220	2003/04/01	13
3	勝沼図書館	直営	1,160	1996/11/01	19
4	塩山図書館分館	直営	208	2002/07/05	13
	合計		2,229		

②現状や課題に対する基本的な認識

図書館の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・塩山図書館は建築後経過年数が30年を超えていますが、2014年4月1日にリニューアルオープンしました。 ・勝沼図書館については、築20年を迎え、施設の経年劣化による建物の修繕や機器の修理が頻発していることと、建物構造及び施設や機器が省エネ性に欠けることも鑑み、施設の長寿命化の取り組みを検討する必要があります。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・大和図書館は他の図書館に比べ貸出図書1冊あたりのコストが高く、効率的な運営ができるよう検討することが必要です。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・大和図書館は他の図書館に比べ蔵書数に対する年間貸出図書数も少なくなっています。そのため、所蔵されている図書等が市民のニーズに答えられているか否か、地理的な要因等による資料貸し出し方法の見直しなどを検討する必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・塩山図書館については、定期点検等により施設の長寿命化を図ります。
- ・老朽化が進んでいる勝沼図書館については、劣化診断等も定期的に実施し、利用者の安全確保のためにモニタリングしていきます。
- ・特に、現在発生している施設の雨漏りの発生については、施設の劣化の進行を招く恐れがあるため、早急に対応していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。

(3) 博物館等

①基本情報

本市には、博物館が4施設あり、延床面積は合計3,474㎡です。このうち、1,000㎡を超える施設は、重要文化財旧高野家住宅及び甲州市近代産業遺産宮光園の2施設です。重要文化財旧高野家住宅には塩山図書館分館が入居しており複合施設となっています。

表 3-3 博物館等の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	重要文化財旧高野家住宅	直営	1,218	江戸～昭和	-
2	ぶどうの国文化館	直営	851	1995/09/01	20
3	旧田中銀行博物館	直営	144	1897/03/30	119
4	甲州市近代産業遺産宮光園	直営	1,261	江戸～昭和	-
	合計		3,474		

②現状や課題に対する基本的な認識

博物館等の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	・博物館等の長寿命化計画は策定していません。
コスト	・「ぶどうの国文化館」と「旧田中銀行博物館」は無料施設のため、利用者1人あたりコストが高い状況です。施設利用料や運営方法の見直し検討が必要と考えられます。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえ、迅速に対応するなど適切な修繕を図ります。
- ・大和ふるさと会館で実施している修繕履歴台帳の仕組みを水平展開し、データベース化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合なども検討します。

(4) 文化施設

①基本情報

市内の文化施設は、わだつみ平和文庫の1施設で、延床面積は合計270㎡です。

表 3-4 文化施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	わだつみ平和文庫	直営	270	1951/12/26	64
	合計		270		

②現状や課題に対する基本的な認識

文化施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none">・わだつみ平和文庫は建築から64年が経過しており、老朽化が進んでいます。・長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえ、迅速に対応するなど適切な修繕を図ります。
- ・大和ふるさと会館で実施している修繕履歴台帳の仕組みを水平展開し、データベース化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・施設の有効活用に向け、今後施設の複合化や統廃合を検討します。

2 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

①基本情報

本市には、スポーツ施設が 11 施設あり、延床面積は合計 12,127 m²です。このうち、1,000 m²を超える施設は、塩山体育館、塩山 B&G 海洋センター、勝沼体育館、勝沼 B&G 海洋センターの 4 施設です。

表 3-5 スポーツ施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山体育館	直営	3,661	1985/05/31	30
2	活性化施設（塩山ふれあい館）	直営	990	2004/06/24	11
3	塩山 B&G 海洋センター	指定管理	1,535	1993/06/25	22
4	塩山柔道場	直営	140	1952/01/01	64
5	勝沼体育館	直営	2,166	1982/04/01	33
6	勝沼 B&G 海洋センター	指定管理	1,198	1984/05/10	31
7	勝沼弓道場	直営	176	1988/09/22	27
8	勝沼勤労者体育館	直営	790	1990/07/27	25
9	武田の郷錬成館	直営	398	1984/03/25	32
10	やまとの杜アリーナ	直営	975	1988/03/27	28
11	大和スポーツ公園管理棟	直営	98	1993/09/30	22
	合計		12,127		

②現状や課題に対する基本的な認識

スポーツ施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 30 年以上の施設は、塩山体育館など 5 施設です。特に、塩山柔道場においては、建築から 64 年が経過しており、今後も利用し続けるのか、使い続けるのであればどのように安全性を確保するのが課題です。 ・ スポーツ施設の長寿命化計画は策定していません。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝沼勤労者体育館、勝沼 B & G 海洋センター、塩山 B & G 海洋センターの利用者 1 人あたりコストが高く、施設利用料や運営方法の見直し検討が必要と考えられます。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝沼地域には、勝沼勤労者体育館と勝沼体育館という設置目的が同じ施設が並存しているため、機能分担や統廃合についての整理が課題です。

視 点	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・勝沼勤労者体育館、勝沼弓道場、やまとの杜アリーナ、武田の郷錬成館の4施設については、1日あたり利用者数が10人を下回っており、稼働率の向上が課題です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・老朽化が進んでいる塩山柔道場、勝沼弓道場、勝沼体育館、大和スポーツ公園管理棟は劣化診断等を定期的に行い、利用者の安全性確保のためにモニタリングしていきます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを今後も継続し、維持管理に活用していきます。
- ・柔道場や弓道場など老朽化しているものの小規模な施設は、建物への負担もそれほど大きくないため、耐用年数が伸びる可能性もあり、適切な維持管理を特に心がけていきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の仕組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

安全確保の基本的な方針

- ・体育館はいずれも老朽化が進んでいることから、劣化診断を定期的に行い、安全性が懸念される場合は、早期の安全性確保に努めます。
- ・塩山柔道場と勝沼弓道場は老朽化が進んでいることから、早期の安全性確保が難しい場合は、利用者の安全性を鑑み、供用停止などの措置も検討します。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後、施設の複合化や統廃合を検討します。

(2) レクリエーション施設・観光施設

①基本情報

本市には、レクリエーション施設・観光施設が21施設あり、延床面積は合計21,875㎡です。このうち、1,000㎡を超える施設は、交流保養センター・大菩薩の湯、勝沼ぶどうの丘、日川溪谷緑の村、甲斐の国大和自然学校、やまと天目山温泉、大日影トンネル遊歩道の6施設です。特に、勝沼ぶどうの丘と大日影トンネル遊歩道は他の施設と比べて規模が大きい施設となっています。

表 3-6 レクリエーション施設・観光施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	木工芸館	その他	172	1991/03/22	25
2	森林自然の家	直営	163	2002/03/29	14
3	交流保養センター・大菩薩の湯	指定管理	1,275	1998/07/27	17
4	勝沼ぶどうの丘	その他	7,785	1990/09/25	25
5	大滝山キャンプ場	直営	134	1974/11/18	41
6	日川溪谷緑の村	指定管理	1,113	1983/03/25	33
7	陶芸体験施設（思案洞）	その他	102	1985/08/30	30
8	農産物加工体験施設	指定管理	404	1997/03/31	19
9	道の駅甲斐大和	指定管理	990	1995/03/27	21
10	甲斐の国大和自然学校	指定管理	3,138	2002/03/27	14
11	やまと天目山温泉	指定管理	1,028	1994/04/17	21
12	天目山石庭会館	直営	162	1996/03/29	20
13	休憩舎_石庭頂上	直営	26	1996/03/29	20
14	休憩舎_竜門峡遊歩道内	直営	18	1984/03/30	32
15	休憩舎_景德院駐車場内	直営	10	1987/12/19	28
16	休憩舎_竜門峡入り口	直営	7	1987/12/19	28
17	休憩舎_栖雲寺内	直営	5	1990/03/30	26
18	湯の沢峠避難小屋	直営	67	1985/11/15	30
19	屋外ステージ	直営	264	1999/03/31	17
20	展望台	直営	12	1999/03/30	17
21	大日影トンネル遊歩道	直営	5,000	1903/01/01	113
	合計		21,875		

②現状や課題に対する基本的な認識

レクリエーション施設・観光施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・建築後経過年数が40年を超える施設は、大滝山キャンプ場と大日影トンネル遊歩道の2施設であり、30年を超える施設は日川溪谷緑の村など4施設です。特に大日影トンネル遊歩道は100年を超える施設です。 ・レクリエーション施設・観光施設のうち指定管理者制度を導入している施設は、施設管理台帳を作成し随時データを更新しています。 ・木工芸館と森林自然の家は、専門家による点検は行っていません。 ・大日影トンネル遊歩道は定期的に業者による点検を行っています。 ・レクリエーション施設・観光施設の長寿命化計画は策定していません。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・陶芸体験施設（思案洞）と木工芸館の利用者1人あたりのコストが他の施設と比較して高く、効率的な運営の検討が必要です。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・木工芸館、森林自然の家、陶芸体験施設（思案洞）、天目山石庭会館の4施設については、1日あたり利用者数が10人を下回っており、稼働率の向上が課題です。 ・大滝山キャンプ場は年間運営日数が3日しかありません。また、陶芸体験施設（思案洞）も年間運営日数が6日しかありません。建築から年数も経過しているため、今後も使い続けるのか検討が必要です。 ・大日影トンネル遊歩道は、維持管理費が莫大にかかり、業者の健全度調査においても問題点が指摘されており、今後も使い続けるのか検討が必要です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施するとともに、市職員、施設管理者による点検を定期的の実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・木工芸館や森林自然の家など老朽化しているものの小規模な施設は、建物への負担もそれほど大きくないため、耐用年数が伸びる可能性もあり、適切な維持管理を特に心がけていきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- 将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。

3 学校教育系施設

(1) 学校

①基本情報

本市には、学校が 19 施設あり、延床面積は合計 63,637 m²と他の類型に比べて規模が大きくなっています。施設の規模も神金第二小学校（中学校）を除き 2,000 m²以上あり、大規模なものとなっています。

表 3-7 学校の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山南小学校	直営	6,555	1970/03/01	46
2	塩山北小学校	直営	3,682	1984/01/01	32
3	奥野田小学校	直営	2,749	1973/02/01	43
4	大藤小学校	直営	2,534	1982/03/01	34
5	神金小学校	直営	2,383	1999/12/01	16
6	玉宮小学校	直営	2,311	1983/03/01	33
7	松里小学校	直営	3,116	1968/03/01	48
8	井尻小学校	直営	2,652	1979/10/01	36
9	勝沼小学校	直営	3,729	1983/05/09	32
10	祝小学校	直営	2,609	1978/10/31	37
11	東雲小学校	直営	3,239	1981/05/11	34
12	菱山小学校	直営	2,181	1982/03/13	34
13	大和小学校	直営	2,592	1979/03/31	37
14	塩山中学校	直営	7,479	1976/12/01	39
15	塩山北中学校	直営	3,383	1984/02/01	32
16	松里中学校	直営	3,755	1974/03/01	42
17	勝沼中学校	直営	5,151	1974/08/01	41
18	大和中学校	直営	2,957	1983/03/31	33
19	神金第二小学校（中学校）	直営	580	1963/06/01	52
	合計		63,637		

②現状や課題に対する基本的な認識

学校の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	・ 建築後経過年数が 40 年を超える施設は、塩山南小学校などの 8 施設であり、神金小学校以外は、30 年を超えています。

視 点	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準施設の校舎及び体育館について、休校中の神金第二小学校（中学校）を除き平成 25（2013）年度にすべて耐震化を完了しました。また、平成 26（2014）年度に、専門家による体育館の非構造部材の落下防止対策点検を実施し、平成 27（2015）年度に落下防止対策を完了しました。 ・平成 28（2016）年度～29（2017）年度にかけて学校の長寿命化計画として「学校施設整備計画」を策定中です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視し、現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。
- ・大規模な施設が多いため、中長期的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理を図っていきます。

耐震化の基本的な方針

- ・甲州市地域防災計画の公共施設災害予防対策に基づく耐震改修を進めます。

長寿命化の基本的な方針

- ・平成 28（2016）年度～29（2017）年度にかけて策定予定の「学校施設整備計画」に従い、長寿命化を図ります。
- ・建物の構造に応じた目標使用年数を決め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な児童・生徒数の動向を踏まえ、施設規模の適正化や空き教室が生じた場合には、他施設との複合化なども検討します。

(2) その他教育施設

①基本情報

本市のその他教育施設には、学校給食センターがあり、延床面積は1,845 m²です。当該施設は、平成 26 (2014) 年度から供用を開始し、塩山地区の小中学校を担当範囲としています。将来的には、市内の全学校を担当することとなります。現状では、大和地区や勝沼地区は各小中学校に併設されている調理場で給食を調理しています。

表 3-8 その他教育施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	学校給食センター	直営	1,845	2014/07/10	1
	合計		1,845		

②現状や課題に対する基本的な認識

その他教育施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	・当該施設は、災害時にも重要な機能を担うことが期待されており、災害時にいかに機能を保持し続けるかが課題となっています。
サービス	・勝沼地域や大和地域の給食センターについては、新しい学校給食センターに移行するまでの間滞りなく給食を提供できるよう維持管理を行っていくことが課題です。 ・将来的な生徒数の減少にいかに対応していくかも課題です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・災害時にも機能を保てるよう、マニュアルによる点検の定型化を図り、点検の質を一定水準に保ちます。
- ・建築後一定年度が経過した段階で、劣化診断を定期的実施するようにし、災害時にも機能できるかどうか継続して把握します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

安全確保の基本的な方針

- ・点検や診断を踏まえ、常に災害時にも機能する状態を保ちます。

長寿命化の基本的な方針

- ・維持管理や予防保全を徹底することで、長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な児童・生徒数の減少を踏まえ、給食センターと各校の調理場との連携や統廃合を検討していきます。
その際は、単に児童・生徒数だけでなく、運搬の仕組みや教育上の問題なども含めて検討します。

4 子育て支援施設

(1) 幼保・こども園

①基本情報

本市には、公立保育所が6施設あり、延床面積は合計3,185㎡です。いずれの施設も延床面積は1,000㎡未満と比較的小規模となっています。大藤保育所、神金保育所は平成27(2015)年4月より休園しています。

表 3-9 幼保・こども園の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	松里保育所	直営	658	1978/04/01	37
2	神金保育所	直営	469	1961/04/01	54
3	大藤保育所	直営	383	1963/04/01	52
4	奥野田保育所	直営	594	1960/11/02	55
5	東雲保育所	直営	715	1990/04/16	25
6	大和保育所	直営	365	1984/03/10	32
	合計		3,185		

②現状や課題に対する基本的な認識

幼保・こども園の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 東雲保育所以外の5施設の建築後経過年数が30年を越えており、さらに大藤保育所など3施設については50年を越えています。 松里保育所、奥野田保育所、東雲保育所、大和保育所は耐震診断結果に基づき耐震化が完了しました。 現在開園している施設は、耐震化は図られましたが、老朽化は進んでおり毎年修繕が発生しています。 幼保・こども園の長寿命化計画は策定していません。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 児童数が定員を大きく下回っていることから奥野田保育所における園児1人あたりコストが他の保育所と比べて高くなっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> いずれの施設も定員を下回っていますが、特に松里保育所、奥野田保育所については定員を大きく下回っているため、将来的には園児の減少を踏まえて施設の統廃合を検討する必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・開園している施設は、今後、計画的な大規模修繕や更新を検討します。
- ・閉園している施設は、再開の見通しが立たない場合、除却も含めて今後の方針を検討します。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な園児の減少を踏まえ、施設数の適正化を検討します。

(2) 幼児・児童施設

①基本情報

本市には、幼児・児童施設が6施設あり、延床面積は合計1,854㎡です。いずれの施設も延床面積は500㎡未満と比較的小規模となっています。

表 3-10 幼児・児童施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山南児童センター	直営	384	1993/03/25	23
2	塩山北児童センター	直営	334	1996/03/29	20
3	菱山児童センター	直営	364	1985/02/28	31
4	東雲ふれあい親子館	直営	241	2005/10/01	10
5	祝ふれあい親子館	委託	163	2004/01/01	12
6	旧塩山診療所	直営	368	1989/03/31	27
	合計		1,854		

②現状や課題に対する基本的な認識

幼児・児童施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの施設も新耐震基準に適合しており、定期的な法定点検などを実施しています。しかし、建築後年数が経過し、修繕箇所が増加してきており、荒天時に雨漏りが発生している施設が存在します。 ・幼児・児童施設の長寿命化計画は策定していません。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・奥野田児童クラブ、井尻児童クラブは、現状、定員を上回る登録者数があるため、適正規模へ向けて早期の改善が望まれます。 ・保護者が労働等により昼間家庭にいないことが社会情勢によって今後増加することが想定され、現在利用している施設では十分な広さが確保できない可能性があります。一方で、児童数の減少が予測され、学校に空きスペースが生まれることが考えられます。そのため、児童クラブの実施場所を学校に移すことも視野に入れ今後の課題となります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・雨漏りの発生は、施設の劣化の進行を招く恐れがありますので、早急に修繕します。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な児童の減少を踏まえ、施設数の適正化を検討します。なお、適正化を検討する際は、児童数だけでなく施設へのアクセスなど利用者側の視点も含めて検討します。

5 保健福祉施設

(1) 障がい福祉施設

①基本情報

本市には、障がい福祉施設が2施設あり、延床面積は合計2,517㎡です。このうち、鈴宮寮の延床面積が1,000㎡を超えています。

表 3-1 1 障がい福祉施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	障害者地域生活支援センター	直営	272	1973/02/15	43
2	鈴宮寮	指定管理	2,245	2006/03/31	10
	合計		2,517		

②現状や課題に対する基本的な認識

障がい福祉施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センターは、建築後経過年数が40年を超え、老朽化が進んでおり、現時点から計画的に長寿命化に向けた取り組みを検討する必要があります。 ・鈴宮寮は築年数が浅く、目立った劣化は見られません。ただし、規模が大きい施設であり、雨漏り等の軽微な劣化も確認されているため、長期的に健全な状態を保つために中長期にわたる修繕計画を検討する必要があります。 ・障がい福祉施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・施設の長寿命化に向けた取り組みを検討していく上で必要な診断を実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・障害者地域生活支援センターの維持管理・修繕については、日常の維持管理により発見された劣化や損傷を早期に修繕し、利用者の安全を確保するとともに、施設の長寿命化を図るための、改修などの実施を検討していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

体制の構築の基本的な方針

- ・障害者地域生活支援センターの体制の構築については、施設の長寿命化に向けた取り組みを検討します。
- ・鈴宮寮については、市と指定管理者との間で緊密な連携を取れる体制をとります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・障害者地域生活支援センターについては、施設の老朽化状況、利用動向、維持・運営状況などを踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合等について検討します。

(2) 福祉施設

①基本情報

本市には、福祉施設が3施設あり、延床面積は合計2,818㎡です。このうち、勝沼健康福祉センターは1,967㎡と規模が大きくなっています。いずれの施設も運営形態として指定管理を採用しています。

表 3-1 2 福祉施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	勝沼健康福祉センター	指定管理	1,967	1993/12/22	22
2	大和福祉センター	指定管理	426	1999/03/18	17
3	大和デイサービスセンター	指定管理	426	1999/03/18	17
	合計		2,818		

②現状や課題に対する基本的な認識

福祉施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの施設も建築後経過年数は30年未満ですが、温泉施設を抱えていることから、他の施設に比べ老朽化が早く進んでおり、修繕が必要な箇所が発生しています。今後も保守点検を実施しながら修繕していく必要があります。 ・福祉施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。

(3) 保健施設

①基本情報

本市内の保健施設は、塩山保健福祉センターの1施設であり、延床面積は1,666㎡です。

表 3-1 3 保健施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山保健福祉センター	直営	1,666	1993/02/20	23
	合計		1,666		

②現状や課題に対する基本的な認識

保健施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下などへの対応や施設の劣化などに対する中期的な修繕計画の策定などが実施できておらず、課題となっています。 ・保健施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・現在発見されている地盤沈下への対応は、専門家の助力を得ながら対応策を検討していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・建築物の老朽化などについては、専門家の助力を得ながら中期的な修繕計画を立てて対応していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。

6 医療施設

(1) 医療施設

①基本情報

本市には、医療施設が3施設(勝沼病院を除く)あり、延床面積は合計225㎡です。いずれの施設も延床面積が200㎡未満と小規模な施設となっています。

表 3-14 医療施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	大藤診療所	直営	159	1990/03/25	26
2	落合出張診療所	直営	33	1973/04/15	42
3	一ノ瀬出張診療所	直営	33	1974/06/10	41
	合計		225		

②現状や課題に対する基本的な認識

医療施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 3施設のうち、落合出張診療所と一ノ瀬出張診療所は建築後経過年数が40年を超えています。 大藤診療所については耐震基準を満たしていますが、落合出張診療所と一ノ瀬出張診療所は耐震基準を満たしていません。 医療施設の長寿命化計画は策定していません。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 大藤診療所と落合出張診療所の外来患者数は平成25(2013)年度から平成27(2015)年度までの3年間増加している一方、一ノ瀬出張診療所では減少しています。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- 診療所は、専門家の助言を得て必要な点検事項やその手法を検討し、マニュアル化します。また、あわせて劣化状況の診断を行います。
- 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- 点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- 他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

耐震化の基本的な方針

- ・ 現在、耐震化が図られていない落合出張診療所と一ノ瀬出張診療所は、患者の動向を見守りながら可能な限り耐震化を図ります。

長寿命化の基本的な方針

- ・ 大藤診療所は、点検・診断や修繕を行い可能な限り長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・ 将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。

7 公営住宅

(1) 公営住宅

①基本情報

本市には、公営住宅が13施設あり、延床面積は合計31,158㎡です。このうち、1,000㎡を超える施設は、市営上塩後住宅、定住促進松里住宅、定住促進勝沼住宅、定住促進赤尾住宅、市営西の原団地、市営竹森住宅の6施設です。特に、市営上塩後住宅は11,174㎡と非常に大規模な施設であり、定住促進松里住宅、定住促進勝沼住宅も延床面積が5,000㎡を超える大規模な施設です。

表 3-15 公営住宅の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	市営上塩後住宅	直営	11,174	1977/03/01	39
2	市営竹森住宅	直営	1,671	1981/04/01	34
3	市営熊野住宅	直営	273	1968/04/01	47
4	市営新井団地	直営	246	1971/03/01	45
5	市営円光団地	直営	39	1964/04/01	51
6	市営勝沼6号団地	直営	832	1976/04/01	39
7	市営勝沼7号団地	直営	656	1977/04/01	38
8	市営宮本団地	直営	120	1980/03/31	36
9	市営西の原団地	直営	1,983	2005/04/01	10
10	市営久保平団地	直営	792	1994/08/22	21
11	定住促進赤尾住宅	直営	3,186	1973/04/01	42
12	定住促進勝沼住宅	直営	5,055	1983/04/01	32
13	定住促進松里住宅	直営	5,130	1993/04/01	22
	合計		31,158		

②現状や課題に対する基本的な認識

公営住宅の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 建築後経過年数が40年を超える施設は定住促進赤尾住宅など4施設、30年を超える施設は市営上塩後住宅など6施設あり、13施設中10施設で建築後経過年数が30年を越えています。 本市では、旧耐震基準住宅7団地について、耐震診断を行いました。その結果、昭和39(1964)年から昭和54(1979)年にかけて建築された6団地は老朽化が著しく、耐用年数を経過しているため「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に用途廃止等を行います。

視 点	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 (2011) 年度に、「甲州市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、公営住宅の長寿命化に取り組んでいます。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の入居率は定住促進松里住宅が 44%、市営久保平団地が 50% と他の施設と比較して低くなっており、入居率の向上が課題です。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- 現在実施している点検を継続して実施していきます。
- 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- 「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づく維持管理計画に沿って、計画的な修繕を行います。
- 老朽化が著しい 6 団地 (18 棟) の公営住宅については、居住者と意見交換しつつ、早急に用途廃止等を検討します。
- 他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

安全確保の基本的な方針

- 老朽化が著しい 6 団地の今後の方向性を決定後、速やかに修繕または用途廃止に取り掛かります。

耐震化の基本的な方針

- 老朽化が著しい 6 団地の今後の方向性を決定後、速やかに耐震化または用途廃止に取り掛かります。

長寿命化の基本的な方針

- 「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、着実に長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- 将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。
- 老朽化に伴い、平成 29 (2017) 年度中に市営円光団地及び熊野住宅を用途廃止し、除却します。

8 行政系施設

(1) 庁舎等

①基本情報

本市には、庁舎等が 14 施設あり、延床面積は合計 17,159 m²です。このうち、1,000 m²を超える施設は、甲州市役所本庁舎、甲州市役所大和支所、勝沼支所・地域子育て支援施設の複合施設の 3 施設です。特に、甲州市役所本庁舎は 12,231 m²と非常に大規模な施設です。

表 3-16 庁舎等の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	甲州市役所本庁舎	直営	12,231	1985/06/01	30
2	甲州市役所別館・庁舎別館車庫	直営	897	1973/05/09	42
3	管財課第一倉庫	直営	67	1978/05/20	37
4	庁用バス車庫	直営	45	1978/05/20	37
5	多目的倉庫	直営	315	1979/04/01	36
6	地域子育て支援施設	直営	128	1970/10/01	45
7	甲州市役所勝沼支所	直営	872	1970/10/01	45
8	甲州市役所大和支所	直営	1,433	1978/08/10	37
9	倉庫 (旧広瀬琴川ダム事務所 事務所)	直営	503	1955/03/30	61
10	車庫 (旧広瀬琴川ダム事務所 水防倉庫)	直営	369	1971/12/12	44
11	倉庫 (旧広瀬琴川ダム事務所 付属棟)	直営	102	1973/02/10	43
12	倉庫 (旧広瀬琴川ダム事務所 車庫)	直営	103	1994/01/21	22
13	倉庫 (旧広瀬琴川ダム事務所 倉庫)	直営	66	1954/03/31	62
14	倉庫 (旧広瀬琴川ダム事務所 文書庫)	直営	28	1988/07/18	27
	合計		17,159		

②現状や課題に対する基本的な認識

庁舎等の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 40 年を超える施設は甲州市役所別館・庁舎別館車庫など 3 施設、30 年を超える施設は甲州市役所本庁舎など 5 施設あります。 ・ 本市では、昭和 56 (1981) 年以前に建築された庁舎等について耐震診断を実施し、倒壊または崩壊する危険性は低いと判断されました。 ・ 庁舎等に関する長寿命化計画は策定していません。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲州市役所大和支所は旧大和村役場庁舎を利用していますが、職員数

視 点	課 題
	<p>は現在7人であり、執務面積が過大な状況です。これにより光熱水費が多く掛かることが考えられます。現在は簡易な間仕切壁で執務スペースをコンパクトにする工夫を行っていますが、隣接する大和ふるさと会館・大和公民館の一部と利用スペースを交換することも考えられます。稼働率が低い公民館は、一日のうち利用する時間が限られているため、光熱水費の増加も限定的と考えられます。</p>

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・本庁舎は、現在実施している点検を継続するとともに、マニュアルやチェックリストの作成により、点検の質の統一を図ります。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

安全確保の基本的な方針

- ・庁舎については、点検・診断の結果、高度な危険性が認められた施設は、安全対策を行います。
- ・庁舎以外の施設については、修繕などにより安全性を確保するのか、利用度やサービスの必要性を踏まえて供用を停止するのか検討します。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・将来的な人口の減少による利用者数の減少を踏まえ、今後施設の複合化や統廃合を検討します。

(2) 消防施設

①基本情報

本市には、消防施設が 47 施設あり、延床面積は合計 3,021 m²です。いずれも消防団の詰所で、その多くが 100 m²未満、最も大きい施設で 176 m²と非常に小規模な施設です。

表 3-17 消防施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	甲州市消防団塩山分団第1部詰所	その他	73	1998/09/30	17
2	甲州市消防団塩山分団第2部詰所	その他	71	1987/04/01	28
3	甲州市消防団塩山分団第3部詰所	その他	52	1975/04/01	40
4	甲州市消防団塩山分団第4部詰所	その他	58	1984/04/01	31
5	甲州市消防団塩山分団第5部詰所	その他	20	1982/04/01	33
6	甲州市消防団奥野田分団第1部詰所	その他	70	1997/01/05	19
7	甲州市消防団奥野田分団第2部詰所	その他	46	1970/04/01	45
8	甲州市消防団奥野田分団第3部詰所	その他	66	1970/04/01	45
9	甲州市消防団奥野田分団第4部詰所	その他	59	1968/04/01	47
10	甲州市消防団松里分団第1部詰所	その他	82	2011/03/05	5
11	甲州市消防団松里分団第2部詰所	その他	62	1983/04/01	32
12	甲州市消防団松里分団第3部詰所	その他	70	1975/04/01	40
13	甲州市消防団松里分団第4部詰所	その他	96	2009/03/01	7
14	甲州市消防団松里分団第5部詰所	その他	81	2013/04/01	2
15	甲州市消防団玉宮分団第1部詰所	その他	152	2006/07/01	9
16	甲州市消防団大藤分団第1部詰所	その他	176	2016/02/26	0
17	甲州市消防団神金分団第1部詰所	その他	45	1980/04/01	35
18	甲州市消防団神金分団第2部詰所	その他	60	1980/04/01	35
19	甲州市消防団神金分団第3部詰所	その他	45	1982/04/01	33
20	甲州市消防団神金分団第4部詰所	その他	45	1982/04/01	33
21	甲州市消防団神金分団第7部詰所	その他	43	1975/04/01	40
22	甲州市消防団神金分団第8部詰所	その他	60	1980/04/01	35
23	甲州市消防団神金分団第9部詰所	その他	25	1965/04/01	50
24	甲州市消防団勝沼分団第1・3部詰所	その他	40	1991/12/23	25
25	甲州市消防団勝沼分団第2部詰所	その他	70	1998/04/26	17
26	甲州市消防団勝沼分団第5・6部詰所	その他	108	1996/11/30	19
27	甲州市消防団勝沼分団第7部詰所	その他	15	1950/04/01	65
28	甲州市消防団祝分団第1・2部詰所	その他	73	1995/12/09	21
29	甲州市消防団祝分団第3・4部詰所	その他	80	2005/04/01	10
30	甲州市消防団祝分団第5部詰所	その他	62	1987/04/01	28

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
31	甲州市消防団東雲分団第1部詰所	その他	90	1996/04/01	19
32	甲州市消防団東雲分団第2部詰所	その他	90	1978/04/01	37
33	甲州市消防団東雲分団第3部詰所	その他	89	2008/05/01	7
34	甲州市消防団東雲分団第4部詰所	その他	90	1994/04/01	21
35	甲州市消防団菱山分団第1部詰所	その他	97	1975/04/01	40
36	甲州市消防団菱山分団第2部詰所	その他	40	2004/04/01	11
37	甲州市消防団菱山分団第3部詰所	その他	85	2013/12/15	3
38	甲州市消防団菱山分団第4部詰所	その他	29	1992/04/01	23
39	甲州市消防団大和分団第1部詰所	その他	50	2006/03/01	10
40	甲州市消防団大和分団第2部詰所	その他	40	2003/01/06	13
41	甲州市消防団大和分団第3部詰所	その他	30	1985/04/01	30
42	甲州市消防団大和分団第4部詰所	その他	30	1987/04/01	28
43	甲州市消防団大和分団第5部詰所	その他	20	1994/04/01	21
44	甲州市消防団大和分団第6部詰所	その他	104	2006/02/01	10
45	甲州市消防団大和分団第8部詰所	その他	45	2005/01/01	11
46	甲州市消防団大和分団第9部詰所	その他	33	1988/04/01	27
47	甲州市消防団大和分団第10部詰所	その他	55	2006/02/01	10
	合計		3,021		

②現状や課題に対する基本的な認識

消防施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 消防団詰所は、建築後経過年数 50 年を超える施設が 2 施設あり、40 年を超える施設も 7 施設存在します。 消防団詰所は地域の消防団員が日常的に利用する施設であり、市職員が巡回点検することが少ない状況です。機能的に劣化した箇所や故障などは、事後対応となりがちであるため、消防団員による簡易な点検を実施できる仕組み作りが必要です。 消防施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- 現在実施している点検に加え、消防団員による簡易な点検実施の仕組みを作っていきます。
- 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・甲州市消防団として消防団詰所管理維持計画などのマニュアルを作成します
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・消防団は、団員数の減少や出動体制などの課題を抱えており、部の統合をはじめ組織のあり方とあわせ、施設（詰所）の統合も検討していきます。

(3) その他行政施設

①基本情報

本市には、その他行政施設として倉庫等が7施設あり、延床面積は合計 241 m²です。いずれの施設も延床面積が 50 m²未満の非常に小規模な施設です。

表 3-18 その他行政施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	中萩原水防倉庫	直営	34	1954/04/01	61
2	赤尾水防倉庫	直営	35	1989/04/01	26
3	小田原水防倉庫	直営	35	1995/11/10	20
4	三日市場水防倉庫	直営	35	1955/04/01	60
5	資材倉庫	直営	40	1982/01/01	34
6	熊野水防倉庫	直営	30	1995/03/24	21
7	勝沼水防倉庫	直営	32	1980/04/01	35
	合計		241		

②現状や課題に対する基本的な認識

その他行政施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 中萩原水防倉庫と三日市場水防倉庫はそれぞれ建築後 61 年、60 年経過しており、勝沼水防倉庫は、35 年ですが老朽化が進んでいます。 三日市場水防倉庫は前面道路が狭く、利用に支障があります。 人が日常的に滞在する施設でないため、不具合があってもその都度修繕することがほとんどありません。利用目的通りに倉庫が機能する基準を設け、担当者が人事異動しても支障がない状態にする必要があります。 中萩原水防倉庫及び三日市場水防倉庫は特に建築年度から年数が経過しており、安全性が確保できているか確認する必要があります。 その他行政施設の長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・水防倉庫は、現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・資材倉庫は、定期的な点検を実施します。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。

9 供給処理施設

(1) 供給処理施設

①基本情報

本市には、供給処理施設が2施設(簡易水道施設を除く)あり、延床面積は合計3,771㎡です。特に、粗大ごみ等を一時保管する甲州市環境センターは、延床面積が2,000㎡を超える大規模な施設となっています。

表 3-19 供給処理施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	甲州市環境センター	直営	2,747	1994/12/15	21
2	甲州市環境センター(し尿処理場)	指定管理	1,024	2003/03/09	13
	合計		3,771		

②現状や課題に対する基本的な認識

供給処理施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> 甲州市環境センターは粗大ごみ等の一時保管場所として使用していますが、今後の施設の方向性に課題を残しており、関係機関と協議を続けて行きます。 甲州市環境センター(し尿処理場)は、主たる建物は築年数が浅いですが、受水施設については、建築後47年経過しています。 供給処理施設に関する長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・受水施設の点検については、施設管理者の専門知識を活かし技術の向上を図ります。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・環境センターについては、地元との協議を踏まえ今後の方向性を決定します。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。

耐震化の基本的な方針

- ・環境センターは、施設の使用延長が可能になった際は、耐震補強などを検討します。

10 その他

(1) 公園施設

①基本情報

本市の公園施設は12施設あり、建物の延床面積は合計658㎡です。公園施設は主にトイレや管理棟によって構成されています。最も大きい甲州中央防災広場が209㎡、塩山ふれあいの森総合公園が152㎡、勝沼中央公園が69㎡であり、その他の9施設はいずれの施設も50㎡未満の小規模な施設です。

表 3-20 公園施設の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	大久保平親水公園	直営	9	1999/10/02	16
2	於曾第二公園	直営	21	1982/10/23	33
3	塩山ふれあいの森総合公園	直営	152	2003/03/30	13
4	塩山総合グラウンドトイレ	直営	37	1994/11/21	21
5	於曾公園	直営	39	1979/03/31	37
6	塩後ふれあい公園	直営	10	1996/03/25	20
7	勝沼健康公園トイレ	直営	41	1995/04/01	20
8	小佐手水辺公園	直営	31	2006/03/31	10
9	甲州中央防災広場	直営	209	2014/10/01	1
10	勝沼中央公園格納庫・トイレ	直営	69	1991/04/01	24
11	上岩崎公園	直営	20	2013/06/01	2
12	等々力公園	直営	20	1996/04/01	19
	合計		658		

②現状や課題に対する基本的な認識

公園施設の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・於曾第二公園、於曾公園における施設は建築後経過年数が30年を超えていますが、それ以外の施設については比較的新しい建物となっています。 ・公園については、平成23(2011)年度に都市公園施設の点検、健全度判定を実施し、平成24(2012)～25(2013)年度に「都市公園施設長寿命化計画」を策定しています。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・「都市公園施設長寿命化計画」に基づく維持管理計画に沿って、計画的な修繕を行います。
- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、着実に長寿命化を図っていきます。

(2) 公衆トイレ

①基本情報

本市の公衆トイレは25施設あり、延床面積は合計435㎡です。最も大きい柳沢峠トイレが100㎡であり、その他の24施設はいずれの施設も100㎡未満の小規模な施設です。

表 3-21 公衆トイレの一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (㎡)	建築年月日	経過年数 (年)
1	塩山駅北口トイレ	直営	20	1991/08/20	24
2	塩山駅北口多目的トイレ	直営	6	2011/11/10	4
3	塩山駅南口トイレ	直営	21	1991/05/27	24
4	塩山駅南口多目的トイレ	直営	6	2013/04/01	2
5	熊野神社公衆便所	直営	5	1995/02/21	21
6	向獄寺トイレ	直営	5	1987/03/25	29
7	塩ノ山北トイレ	直営	5	1975/04/01	40
8	白鬚神社トイレ	直営	5	1987/03/17	29
9	龍光院トイレ	直営	5	1987/03/19	29
10	大菩薩登山口トイレ	直営	10	1975/04/01	40
11	雲峰寺トイレ	直営	5	1975/04/01	40
12	五郎田荘トイレ	直営	5	1986/11/20	29
13	柳沢峠トイレ	直営	100	1998/03/31	18
14	活性化施設前便所	直営	37	1994/11/21	21
15	牛奥みはらしの丘トイレ	直営	13	2006/04/01	9
16	天目駐車場内トイレ	直営	15	1991/02/09	25
17	竜門峡駐車場内トイレ	直営	20	1994/01/31	22
18	錬成館前トイレ	直営	18	1996/03/29	20
19	景德院駐車場内トイレ	直営	56	1997/03/24	19
20	将監峠公衆トイレ	直営	20	2013/11/22	2
21	湯の沢峠公衆トイレ	直営	20	2005/08/30	10
22	裂石ポケットパーク公衆トイレ	直営	5	2006/04/01	9
23	上日川峠公衆トイレ	直営	25	2005/04/01	10
24	唐松尾根分岐公衆トイレ	直営	5	2007/12/22	8
25	大菩薩峠公衆トイレ	直営	5	2004/12/15	11
	合計		435		

②現状や課題に対する基本的な認識

公衆トイレの置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none">・ 建築後経過年数が 40 年以上の施設は、塩ノ山北トイレ、大菩薩登山口トイレ、霊峰寺トイレの 3 施設です。・ 施設台帳の整備を行っており、今後修繕記録などを管理する予定です。・ 公衆トイレは新耐震基準時の建築物ですが老朽化は進んでおり、劣化診断を行う必要があります。・ 将監峠、湯の沢峠のトイレはバイオトイレで、大便是処理できますが、小便は年に数回汲取る必要があります。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・ 現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・ 老朽化の進行具合などを劣化診断で把握します。
- ・ 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・ 点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・ 修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきます。

(3) その他

①基本情報

本市には、その他施設が 11 施設あり、延床面積は合計 3,460 m²です。このうち、1,000 m²を超える施設は、市営塩山駅南口駐車場があります。

表 3-2 2 その他の一覧

	施設名	運営形態	延床面積 (m ²)	建築年月日	経過年数 (年)
1	市営塩山駅南口駐車場	直営	1,326	1992/04/01	23
2	市営塩山駅南口自転車駐輪場	直営	455	2013/04/01	2
3	旧神金公民館(集会所)	直営	364	1960/03/31	56
4	甲斐大和駅前広場	直営	11	2000/04/01	15
5	中央区民会館	直営	372	1880/04/01	135
6	旧婦人の家	上東区管理	166	1978/10/31	37
7	旧大和小学校天目分校	直営	200	1989/04/01	26
8	旧勝沼小学校深沢分校	直営	224	1975/12/01	40
9	もみの樹園	普通財産貸付	84	2003/02/10	13
10	すいーとはうす塩山	普通財産貸付	83	1982/03/20	34
11	旧大和歯科診療所	普通財産貸付	175	1982/03/26	34
	合計		3,460		

②現状や課題に対する基本的な認識

庁舎等の置かれている現状や課題を整理すると以下のとおりです。

視 点	課 題
ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が 40 年を超える施設は、旧神金公民館(集会所)、中央区民会館、旧勝沼小学校深沢分校の 3 施設であり、30 年を超える施設は旧婦人の家、すいーとはうす塩山、旧大和歯科診療所の 3 施設です。 ・ その他の施設のうち建物は建築経過年数が比較的長く、いずれも老朽化が進んでいる状況です。 ・ その他の施設に関する長寿命化計画は策定していません。

③今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・ 現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・ 老朽化の進行具合などを劣化診断で把握します。
- ・ 点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- 点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- 修繕履歴台帳の仕組みを予定どおり導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- NPO や民間等へ貸し付けている建物（普通財産）については、老朽化の状況を見ながら修繕更新について適切に判断していきます。

1 1 勝沼病院事業

①現状や課題に対する基本的な認識

勝沼病院は、指定管理制度を活用しており、収入が足りない部分は過年度分損益勘定留保資金で補填しています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在の法定点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・国の施策に沿った今後の運営方針を定めるにあたり、長寿命化と更新のどちらを選択するのか検討します。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・長寿命化のコストや安全性などを整理したうえで、長寿命化を図るのか、更新するのかを検討します。

1 2 勝沼ぶどうの丘事業

①現状や課題に対する基本的な認識

勝沼ぶどうの丘は、宿泊施設、飲食施設、温泉施設、ワインカーヴ、イベントホール、美術館などを備え、直営で運営しています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施するとともに、市職員、施設管理者による点検を定期的の実施していきます。
- ・勝沼ぶどうの丘は施設規模が多く、ワインカーヴや温泉施設など特殊な機能を持っているため、マニュアルによる点検の定型化などを図り、点検の質を一定水準に保ちます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、維持管理に活用していきます。
- ・点検診断結果や修繕履歴台帳の取り組みを通じ、維持管理に対するデータ面でのノウハウが蓄積された後は、予防保全型維持管理の考え方を導入し、各部が壊れる前に、部材の交換などを行い長寿命化を図ります。
- ・施設の大規模な修繕・更新にあたっては独立採算による公営企業法の理念を堅持し、様々な手法を検討します。

1 3 上水道事業（簡易水道事業を含む）

①現状や課題に対する基本的な認識

現状では、上水道事業は公営企業会計を導入している一方で、簡易水道事業は今後平成 32（2020）年度からの公営企業会計の導入を目指しており、将来的には上水道事業と簡易水道事業の統合を目指しています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・毎年度実施している漏水調査を継続し、漏水箇所の早期発見に努めます。
- ・水源井の定期的な浚せつ改修、カメラ調査を継続して実施します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・水道水の安定供給の確保を図るため、水槽施設の遠隔監視システムを導入し、異常時の早期対応を可能とし、事故発生を未然に防ぎます。

耐震化の基本的な方針

- ・「甲州市総合計画」に掲げた配水管の耐震化に向けて、配水管網の整備を推進します。

体制構築の基本的な方針

- ・簡易水道事業の公営企業への移行を進めます。
- ・施設の延命化を図るとともに施設の統合等の効率化を進め、今後の経営や維持管理について検討していきます。

統合や廃止の推進の基本的な方針

- ・上水道事業と簡易水道事業の統合を目指します。

1.4 下水道事業

①現状や課題に対する基本的な認識

下水道施設は、浄化センター(処理場) 1 箇所、マンホール 6,503 箇所、マンホールポンプ 58 箇所、市設置型合併浄化槽 327 基を保有しており、管の総延長は 147,529m となっています。下水道事業では、一般会計と同様に、今後、施設等の更新や長寿命化などの大規模整備が必要な時期を迎えます。また、総務省からは経営戦略の策定や公営企業会計への移行が求められています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・下水道事業を将来にわたり継続するために、施設の健全度の把握及び閉塞等の事故防止を図るため、定期的な点検・調査・清掃を実施し、安全で快適な下水道を目指します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・維持管理台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・下水道維持管理計画を策定し、コスト縮減を図ります。

耐震化の基本的な方針

- ・現在実施している調査の結果をもとにして、耐震化に取り組んでいきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・長寿命化計画を策定し、コスト縮減を図りながら施設の延命化に努めます。

体制構築の基本的な方針

- ・公営企業への移行にあわせ経営戦略を策定し、今後の経営や維持管理について検討していきます。

1 5 道路

①現状や課題に対する基本的な認識

本市では、市道では、1級市道 61km、2級市道 37km、その他市道 314km を管理しています。また、農道・林道では、農道 344 km、市営林道 26 km を管理しています。

今後は、扶助費の増加及び施設の更新等による財政需要の高まりが予想され、一般財源収入は人口の減少が予想されるなかで大幅な改善を見通せる状況になく、厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

このため、今後の道路整備にあたっては、限られた財源を有効に活用し、選択と集中による効率的な道路整備を行うことが必要となっています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・「甲州市舗装長寿命化計画」に沿って、点検・診断を実施していきます。
- ・道路パトロールの実施や市民などからの情報を集約する仕組みを構築し、破損箇所
の早期発見に努めます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し舗装の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・予防保全型の維持管理の考え方を踏まえた維持管理により、道路の舗装長寿命化
を図ります。

長寿命化の基本的な方針

- ・予防保全型の維持管理の考え方を踏まえた維持管理により、道路の舗装長寿命化
を図ります。

1 6 橋梁

①現状や課題に対する基本的な認識

本市は、市道では 311 橋（延長 4,134m）、農林道では 170 橋（延長 1,920m）を管理しています。市道に架かる橋梁については、平成 26（2014）年度に策定した「甲州市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、予防保全型の維持管理に取り組んでいます。今後、老朽化による架替えが集中し、財政負担が大きくなることが懸念されています。農林道に架かる橋梁についても、市道と同様に老朽化による財政負担の増加が懸念されます。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・市道については「甲州市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、点検・診断を実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。
- ・農林道についても市道に準じて点検等を実施していきます。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・点検・診断結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・修繕履歴台帳の仕組みを予定通り導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・「甲州市橋梁長寿命化計画」に沿って、予防保全型の維持管理に取り組んでいきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・市道については、「甲州市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、予防保全型の維持管理により長寿命化に取り組んでいきます。
- ・農林道についても市道に準じた長寿命化に取り組みます。

1 7 水路

①現状や課題に対する基本的な認識

現在、準用河川及び普通河川、市道、農道等に係る側溝について維持・管理を行っています。長寿命化計画の策定は現段階では予定していませんが、老朽化した水路等については、必要に応じて順次改修を行っています。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・ 日常業務の中で目視による点検を継続的に実施していきます。
- ・ 梅雨時など水量が増加する季節には特に注意して点検を行います。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・ 玉石積による水路や側溝等について、老朽化による割れ等は順次補修対応を行っています。
- ・ 水路等の構造に起因する溢水や陥没等の突発的な事象については、迅速に対応します。

1 8 公園（建物部分を除く）

①現状や課題に対する基本的な認識

本市は、都市公園 13 箇所（48,247 m²）、その他の公園 7 箇所（185,162 m²）を保有しています。これらについて、本市では、年 1 回の公園遊具の法定点検を実施しています。また、都市公園においては平成 23（2011）年度に都市公園施設の点検、健全度判定を実施し、平成 25（2013）年度に都市公園施設長寿命化計画を策定しました。

②今後の重点方針

点検・診断の基本的な方針

- ・現在実施している点検を継続して実施していきます。
- ・点検・診断結果は、データベース化し施設の保全などに活用します。

維持管理・修繕・更新の基本的な方針

- ・都市公園、その他公園について、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図ります。
- ・点検結果を踏まえた適切な修繕を継続していきます。
- ・他の施設で作成されている修繕履歴台帳の仕組みを導入し、計画的に維持管理に活用していきます。
- ・人口密集度、緑化空間の比率等を勘案し、公園の統廃合を含めた公園の適切な配置を計画していきます。

長寿命化の基本的な方針

- ・各公園とも、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図ります。

第4章 フォローアップの実施方針

1 情報の一元管理と庁内連携の強化

公共施設マネジメントの推進には、公共施設全体の情報を一元的に管理し、全庁的な視点で、公共サービスに対するニーズと公共施設等に係るトータルコストとのバランスを比較・検討していく必要があります。

このことから、施設の利用状況や老朽化度、維持管理経費のほか、修繕や更新の計画や実績等に関する情報を一元的に管理できる体制を整備し、庁内連携の強化を図ります。特に、甲州市総合計画、行政改革大綱等との連携、整合を図るとともに、計画の実行には財政面での裏付けが重要となることから、財政部署と定期的に情報共有を図るなど連携を密にし、中長期的な財政収支予測に注視しながら計画の執行管理に務め、財政負担の軽減と平準化を目指します。

2 公共施設等総合管理計画の改訂

公共施設等総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、庁内に検討組織を設置し、定期的に評価を実施します。

また、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応するために、原則として5年ごとに計画の見直しを行い、必要に応じて内容を改訂します。ただし、進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、随時改訂することとします。

3 市議会や市民との連携について

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、議会及び市民に対する十分な説明を行います。また、公共施設等総合管理計画を改訂する際には、策定時と同様に、市の附属機関等への意見聴取やパブリックコメントなどを実施し、市民参画を前提とした情報共有を図るとともに、議会への報告等十分な説明を行います。なお、公共施設等総合管理計画を踏まえた個別計画の策定や公共施設の再配置を検討する際は、市民・利用者の理解を得るために、市民参画できる体制の構築に努めます。

□計画推進のための組織体制

